

第二十八回 参議院 商工委員会 會議録 第八号

昭和三十三年三月十一日(火曜日)午前
十時四十分開会

委員の異動

三月八日委員大谷實雄君辞任につき、
その補欠として西岡ハル君を議長にお
いて指名した。
本日委員西岡ハル君辞任につき、その
補欠として紅露みつ君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
古池 信三君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

小澤久太郎君
小橋 治和君
小瀧 彬君
小西 英雄君
西川弥平治君
高橋進太郎君
高橋 衛君
海野 三朗君
岡 三郎君
島 清君
加藤 正人君
大竹平八郎君

國務大臣

通商産業大臣 前尾繁三郎君

政府委員

通商産業 政務次官 白濱 仁吉君

第九部

商工委員会會議録第八号

昭和三十三年三月十一日【参議院】

通商産業大 齋藤 正年君
臣官房長
通商産業省 松尾泰一郎君
通商局長
通商産業省 岩武 照彦君
重工業局長
事務局側 小田橋貞壽君
常任委員
会専門員

説明員

中央計量 玉野 光男君
検定所長

本日の會議に付した案件

- 計量單位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 工業用水道事業法案(内閣送付、予備審査)
- 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(近藤信一君) これより商工委員会を開会いたします。

去る八日、大谷實雄君が辞任され、その後任として西岡ハル君が選任され、また、本日、西岡ハル君が辞任され、その後任として紅露みつ君が選任されました。

○委員長(近藤信一君) 次に、先日、委員長及び理事打合会を開き協議いたしました結果、本日は、まず、計量單位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案及び工業用水道事業法案につ

いて、それぞれ提案理由の説明を聴取した後、まず、計量法の一部を改正する法律案及び計量單位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案の審議を行い、次いで輸出保険法の一部を改正する法律案を審議したいと思っておりますので、この点御了承願います。

○政府委員(白濱仁吉君) 本日、ここに御審議を願います計量單位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案につ

御承知のように、わが国の計量單位は、大正十年の旧度量衡法の規定によりまして、メートル法に統一されることとなつてまいりましたが、実行上の困難もありまして、その実施は延期され、現在はいわゆるメートル法、尺貫法及びヤードポンド法の三種の計量單位が併用されております。

このため計量單位の混乱による社会生活の非効率化ははかり知れないものがあるものであります。昭和二十六年制定の計量法及び計量法施行法の規定によりまして、昭和三十四年一月一日以降は、国内の取引等に使用する計量單位は原則としてメートル法に統一され、尺貫法及びヤードポンド法の使用は禁止されることとなつております。

律で使用されております尺貫法またはヤードポンド法による計量單位を早急にメートル法に改める必要が生ずるに至りました。

しかしながら計量單位の統一は、国民生活と密接な関連を有するものでありますから、メートル法への切りかえに際しての混乱と不都合は極力避けるべきであります。現行法におきまして、この点を考慮いたしまして、土地または建物についての尺貫法の使用につきましては、昭和三十四年一月一日以降も経過的に例外を認めておりますが、この他国際的な観点その他から見まして、ヤードポンド法の使用につきましても若干の例外を認める必要が生じました。

以上のような事情から関係諸規定を整備する必要がありますので、ここに計量單位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案の内容につきましては、御審議のつど詳細に申し上げたいと存じますが、その概略を申し上げますれば、その第一は、民法、商法その他の十六の法律で使用されております計量單位をメートル法に統一することであり、内容の第二は、計量法施行法の改正であります。尺貫法につきましては、土地、建物等につきまして昭和三十四年一月一日から最高七年三カ月間の猶予期間を設けて、この間に台帳等の整備をはかることとし、またヤードポンド法につきましては、輸出

品の国内取引等につきまして五年、航空機の運航等につきまして当分の間、工率の單位であります馬力につきまして三年間、それぞれ猶予期間を設ける等の改正を行うこととしたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。申すまでもなく、三種の計量單位の併用は、社会生活を著しく複雑ならしめるものであります。諸外国におきましては、その例がなく、この際、世界的に広く使用され、かつ、国内におきましても相当広範囲に普及しておりますメートル法に統一いたしますことは、科学技術の振興をはかり、企業の合理化を促進する上から最も緊要なことであり、また、一般国民生活の効率化をもたらし、よつて経済の発展と文化の向上を期す上から不可欠の要件でありますので、政府といたしましてはその円滑な実施をはかるため一昨年以來鋭意準備を進めて参つたのであります。今後とも強力な国民運動を展開いたしまして、国民各層に対する周知徹底をはかり、明年一月一日における実施につきまして遺憾なきを期している次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。次に、工業用水道事業法案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国経済の発展をはかるためには、道路、港湾、鉄道、工業用水、工業用地等の工業立地条件を総合的に整備し、その

陸路を開閉することによつて工業生産の急速な拡大をはかることが基本的な重要性を有することは、あらためて申し上げるまでもありません。

なかんずく、工業用水は、原材料、動力と並んで工業生産上不可欠のものであり、かつ、きわめて大量の供給を必要とするものでありますので、豊富低廉な用水の確保は工業の発展をはかる上において最も重大な要件をなすものであります。

しかるに、近年における工業生産の急速な拡大に伴ひまして、工業用水に対する需要は急激な増大を見せ、このため、主要な工業地帯においては、用水の供給がきわめて逼迫いたしました。今や工業用水の不足が工業の発展にとつて重大な阻害要因となるに至つたのであります。

一方、工業用水に対する需要の増大に伴ひまして、その最大の供給源であります河川水は、これまでのように工場付近に求めることが困難となつて参りました。工場がみずから単独で引水することは、きわめて困難となつたばかりでなく、河川水と並ぶ大きな供給源でありました地下水につきましても、多くの工業地帯ではすでにくみ上げの限界に達しており、過度くみ上げのため種々の障害を惹起して、工業用水法の指定地域としてくみ上げ制限を行なつてゐる地帯もある現状であります。

従ひまして、今後における工業生産の発展を期するためには、相当遠方から工業地帯に引水することによつて、工業用水の供給を確保することが絶対的な要請となつてくるのであります。

このような事情を反映して、工業用水道事業は、最近急速な拡大を見せつ

つありまして、わが国における主要な工業地帯における用水の供給は、今後は、その大きな部分を工業用水道事業によつて行われることになるものと思われまふ。

しかも、將來の工業の発展に伴つて、工業用水に対する需要は、増大の一途をたどるものと予測されております。通商産業省におきまして調査したところによりますと、全国主要工場の工業用水使用量は、昭和三十一年におきましては、一日三千二百二十万トン（うち淡水千七百四十万トン、海水千二百八十万トン）であつたものが、新長期経済計画の最終年次である昭和三十七年には、五千九百八十万トン（うち淡水三千三百八十万トン、海水二千六百六十万トン）と約二倍近くの量が必要となるものと推定されておられ、工業用水の獲得は今後大きな課題となつてゐるのであります。

従ひまして、通商産業省といはしましては、今後の工業用水供給の基幹となつて考えられます工業用水道事業について、一方、工業用水道の布設に対する補助金の交付、資金獲得の援助等一連の助成措置を講ずるとともに、他方、これらの措置を通じて積極的な行政指導を行うことによりまして、工業用水道事業の運営の適正化、合理化をはかつてきたのであります。何分、工業用水道事業は、最近ようやく普及して参りました事業であります。従来、その根柢となるべき法律がなかつたのであります。

しかしながら、工業用水の需要の飛躍的増大が必至であり、これに対応するため工業用水道事業が急激に増加しつつある今日の事態におきましては、

従來の体制ではどうも不十分であると思はなければなりません。通商産業省といたしましては、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて工業用水の豊富低廉な供給をはかるため、ここに本法案を立案し、工業の健全な発達に寄与したいと考へてゐる次第であります。

本法案のおもなる内容は次の通りであります。

第一に、工業生産の発展に伴ひ、工業用水道事業が工業用水の主要な供給源となりつつある現状にかんがみまして、工業用水道事業の開始を、地方公共団体の管轄のものについては事前届出制、その他のものについては許可制をとることとし、法定の基準にのっとり工業用水道の建設及び運営が行われるように措置いたしました。

第二に、工業用水道の水源は、量的にきわめて限られておられ、工業用水道の独占性を有するものとなつておられますが、他方、工業用水はきわめて大量に使用されるものであります。その供給条件のいかんは工業経営に重大な影響を及ぼすこととなります。このため、工業用水道事業者に供給規程の設定の義務を課するとともに、その内容について一定の基準を示して、これによらしめることとし、地方公共団体については、これを届け出させるとすることをとり、その供給条件の適正化をはかることといたしました。

第三に、工業用水の供給は、工業生産上不可欠のものであります。その供給が拒まれ、あるいは不測の事故等によつて供給が停止されることとな

りますと、直ちに工業生産の停止を招来することとなります。このため、工業用水道事業者に対し、給水の確保、施設の維持について所要の義務を課し、給水の安定性を確保することといたしました。

第四に、豊富低廉な工業用水の供給をはかるため、工業用水道の布設につき国が資金の確保その他の援助に努めることを法定いたしました。ほか、工業用水道の布設を促進するため、通商産業大臣の行方水源調査、土地立入、土地取用、道路占用の特例等の法的措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長(近藤信一君) それでは、工業用水道事業法案の審議は後日に譲ります。

○委員長(近藤信一君) 引き続き計量法の一部を改正する法律案及び計量單位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題に供します。まず、計量單位の法案について、これは参議院先議でもあり、先に出ております計量法改正案とも関係がおりますので、その内容について簡単な説明を承わりたいと存じます。

○政府委員(若武照彦君) それでは、法律案の内容につきまして簡単に御説明したいと思います。

お手元にご覧のとおり、法律案の逐条説明という資料をお配りしておきました。これに即しまして簡単に逐条説明をいたします。

今回、メートル法の統一に伴ひま

て、他の法律でメートル以外の單位を使用しておりますものが相当ございますが、そのうちで税関関係のものにつきましては、徴税年度の関係もございまして、明年の三月三十一日まで三ヶ月間延期いたしました。その間に單位の改正もあわせてやりたいというふうに考へております。今回は、その他の法律で尺貫法とか、ヤードポンド法の單位を持つておりますものを改正することにいたしました。大体十六ばかり改正することにしております。

簡単に御説明いたしますと、最初にありますのは、執達吏の手数料規則の中で、これは旅費の規則をきめておられますが、その中で「一里云々」という規定があります。これを「一キロメートル」にいたしました。この金額の方も「十五銭」を「四銭」というふうに改めました。それからその次は、民事訴訟費用法の改正であります。これは、当事者費用の規定のうちやはり旅費であります。「一里」について「三十銭」というのを「一キロメートル」について「八銭」というふうに改めます。第三条は、民法のこれは第二編の物権にあります。いわゆる相隣関係の規定、たとえば建物を建てる場合に隣の境界線から幾ら離れていなければならない、あるいは板べいは幾ら距離を置けとかいうふうな規定がございまして、その辺にありまして、を六尺とかあるいは一尺五寸とか、三尺というふうになっておられますから、これをメートル單位に改めます。こゝういふ趣旨でございます。それからその次は、船舶法と商法でございますが、これは一括して御説明申し上げますが、船の関係のトン数と、それから積石数と二つ並べて書いてございます。石数

の方は、これはメートル法でございませんで、これを削りまして、これは別途船の積量測定法という法律の付則で船についてはもう石数をやめて容積トン数一本にするという規定がございませんで、削っても削りっぱなしで差しつかえないわけでございます。それからその次は、地方鉄道法の中に、軌道の幅を三フィート六インチ、あるいは四フィート八インチ半とありますので、これをメートルに書きかえるというのであります。それから、刑事訴訟費用法の一部改正、これは民事訴訟と同じに旅費でございませんで、これを「一里三十銭」というやつを「一キロメートル八銭」に改める。その次の軌道法もこれは何か軌道の両側の道路の管理責任でございませんで、「三尺」とあるのを「〇・六一メートル」に改める。それからアルコール専売法の中に、撰氏十五度という文句がありますが、これは計量法では温度の単位はただ温度だけでありますので、撰氏という字を削ります。それから、五十石とかいふふうな石数があります、これはキロリットルに変えるというのであります。それからその次は、また訴訟の費用の關係の法律であります、先ほど申し上げました執達吏とか民事訴訟、刑事訴訟の、これは古い法律で、たしか臨時措置法は、昭和十九年にあまり貨幣価値が変りましたので、「一里ごとに三十二円」というふうに旅費を改めましたが、それを「一キロメートルごとに八円」というふうに直す。それからその次は、水産業協同組合法の中にやはり船の關係の規定がございませんで、石数を削るといふわけがあります。その次は、農林水

産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律、この中に災害の場合の何か規定でございませんで、二千石以下となつておりますから、それを立方メートルに改めるといふことでもあります。その次は、国会議員の選挙等の執行經費の基準に關する法律、これは演説會場の大きさについての規定であります、これを五十坪、百坪、百五十坪とありますので、それぞれメートル法に改めたものであります。その次が、高圧ガス取締法であります、この中に「一馬力」というのがありますが、これをメートル法にしまして「〇・七五キロワット」というふうなことにいたしました。それから、次の計量法施行法の一部改正であります、これはちよつと御説明を要しますが、現在の計量法施行法の中に、尺貫法の単位は今年の十二月三十一日まで法定計量單位とみなすとなつております。一月一日からは法定計量單位じゃなくなるわけでありませんで、その例外として、土地建物に關しては若干の延長を認めております。ただ、いつまで延長するかという期限がついておりませんで、今度の整備法を作りますにつきては、関係各省で相談いたしましたして、土地建物については、坪とか、あるいは町、反りというふうな單位、面積の單位、尺貫法單位が長く慣用されております。土地台帳あるいは登記簿もそれによつておりますから、この際メートル法施行を促進する意味で、登記簿及び台帳もメートル法に書きかえたらどうかというのを相談いたしましたして、大体六年計画をもちまして台帳、登記簿を、土地建物ともに、それぞれ一本化した

しまして、そうしてその際表示をメートルに換算して書きかえらうというふうな話が始まりました、その趣旨の閣議了解を行なつております。従つて、この現行法の中にいつまでにかえるという規定がないのを、今回ははつきりと終期を「昭和四十一年三月三十一日以前」というふうにいたしました。つまり七カ年延期する、こういうわけでございます。その間にいろいろうけの整備、改訂を完全実施をいたさう、こういうわけでございます。それから、ヤードポンド法につきましては尺貫法と同じように現在の計量法第六條で今年の十二月三十一日限りで法定計量單位でなくなるということになつております、これにつきては若干の例外もできませんので、たとえば武器の製造、修理なんかにつきてはヤードポンド法の規格の武器がございませんで、これにつきては五カ年間延長しようと考えております。それから、航空機の運航に關する計量という問題があります、これは端的に申しますれば、羽田のような國際線のコントロール・タワーで、飛行機の高さ、あるいは方向、スピード等を一々指示して航空管制を行なつておりますが、それはいろいろ國際關係もありませんで、一挙にメートル法でやりませんで、實際の混乱が起つて参りますので、これは國際的にある程度まともな計量法を認めよう、こういう考え方であります。

それからも一つ、馬力の問題がございませんで、これもメートル系の計量單位でございませんで、メートル法を採用しております。国におきまして、やはり馬力という單位を併用しておるのが通常でございませんで、これも三カ年間は仏馬力に限つて、法定單位として認めていこうと考えております。おもにこれは内燃機関、あるいは電動機關係が多いかと思ひます。それからもう一つ、計量法施行法改正でございませんで、いろいろうけに尺貫法あるいはヤードポンド法の計量原則として認めなくなりませんで、計量器は一体どうするかという問題がございませんで、これは尺貫法、ヤードポンド法だけの目盛りであります、あるいはいろいろ表示だけしかつておりませんで計量器の製造、輸入した者はこれは法律で認めております用途に限つて、使用を認めようというふうに表示をしようというふうに考えております、その趣旨の規定を置いております。

それからその次は、爾來價格安定法の一部改正、これはその法律の中に「斤量」という文句がありますが、これは「正量」と改めた方がよいというのであります。「正量」といいますのは、これは検査に合格した量という意味でございませんで。最後に、真珠養殖事業法の中に「一匁につき三十円」という検査手数料の規定がございませんで、これは「一グラム八円」というふうに改める。大体以上が内容でございませんで。先ほど申しましたように、これ以外の稅關係の法律は明年の三月三十一日までにメートル單位に改める、こういうふうに予定してあります。なお、お手元に配付せられております資料の中に、参照条文とか、新旧対

照条文がございませんで、そのほかに、「メートル法統一について」という資料がございませんで、御説明は省略いたしますが、簡単に従来からの沿革、それから外國及び國內におけるメートル計量の實施状況を取りまとめてあります。それからもう一つは、「メートル法關係一般資料」というのがございませんで、これは、われわれが見ておりましたところでは、いろいろなもの普及状況とか、あるいはメートル法を使用しておりまする國の名前でありませんでか、あるいは従來の行政措置——まあ、つまりいろいろな會議の決定とか通牒とか、そういうこと、あるいはメートル各種の單位、特にメートルの計量單位等の表も中へつけてあります。ごらん願えれば幸いと存じます。大体以上で御説明を終ります。

○委員長(近藤信一君) この計量關係二件につき質疑を行います。御質疑のある方は順次御發言を願ひます。○海野三朗君 材木の場合、石数を石で表わすということでありませんで、このときの石数というものは、やはり材木は重量でやつていたのですか、どうなんですか。材木の石数……○政府委員(岩武照彦君) これは體積であります。で、いろいろ考え方はあるようでございませんで、今度材木の問題は、先ほど建物の場合の御説明のとさ省略いたしましたけれども、木材の規格を、現在は尺貫法でございませんで、これを、メートル單位の規格に切りかえようというので、この三十三年度と三十四年度で大体作業を終る見込みで目下關係當局の方で留意準備を進めてあります。

○海野三朗君 この木材の方は、そ

しますと、木材の種類によつて比重が違つて重量と、その体積とは必ずしも一致しなかつたのであります。が、その点はいかようにお考えになつておりましたか。

○政府委員(岩武照彦君) 私、木材の詳細は存じませんが、取引も大体私は今の、体積で行われておると思ひます。ただ、はかり方については、丸太の場合なんかについて、いろいろはかり方に問題があるようでありまして、大体体積ではかつておりました。だから、これをメートル規格にいたしました。その点は別段変りはないと思ひます。重量で取引します木材は、特殊の外圍材の一部にあるかと思ひますが、内地材は大体体積ではないかと思ひます。

○海野三朗君 体積でやりますと重量が非常に違つてくるのです。体積だけを考えてやりますと、種類によつては、重量の点において一割も二割も違つてくるのです。これは、わずかの場合は大して差がないようでありまして、けれども、量が多くなつてくると、非常にそこには大きなエラーといひますが、ごまかしといふもの、そういうものが入つてきやすい危険性を持つておるので、従つて今、体積にあらすして重量なら重量といふことにはつきりきめておかないと、非常に困ると思ひますが、そういう点はどうかお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほどお答へいたしましたように、木材は通常は体積で取引されております。ただ、木材の種類によりまして、杉の場合と、あるいはその他の広葉樹の場合と違つてくるといふような問題は起つて参り

ましようが、それぞれの木の種類によつて値段が違ふと思ひます。計量は体積で現在行われております。別段、特別に重量の点を考えなくてもいいのぢやないか、こういうふうにお考えになっておりましたか。

○海野三朗君 ついでだから申し上げておきますが、重いもの必ずしも金高が高いのではなくて、木材の種類によつて、軽くても非常に値段のいいものもあるし、重くても値段のいいものも低いものもあるのです。たとへば桐材のごときは、まあその一つの例であります。そういう場合に、やはり取引上において十分ごまかし得る余地を残しておると思ひますが、そういう点をばつきりおやりにならなければいけないのぢやないか、こんなふうにお考へなのですが、当局はどうかお考へになつておりましたか。

○政府委員(岩武照彦君) 木材の取引は、桐の材を何石とか、あるいは杉材を何石とか、こういう取引になつておると思ひますが、それぞれの木の種類によつて値段が違ふと思ひます。重量の点は、あるいは特別にその木の種類の方で、そういう要素も必要であれば入つてくると思ひます。ですから特別に、木材の取引につきまして、重量を計量の要素にする必要はないのぢやないかと思ひます。ただ、特殊の輸入材には、重量の取引もあつて、それはまた別の問題かと思ひます。

○小幡治和君 計量法の一部を改正する法律案の中で、第四十七条の、要するに計量器の販売または仲立ちの事業をやる、その場合に、店舗ごとに、とこり書いてあります。要するにこの意味といふものは、店舗で販売するものだけを認めておつて、店舗の外に出て販売するといふものは、この条文では認めてない、こういうふうな解釈しておるわけなんです。それでいいのですか。そういうことなんでしょうか。

○政府委員(岩武照彦君) 今の店舗外の販売の問題は、四十七条の趣旨からいへば、五十五条という規定がございまして、これはむしろ特定の場合に、届け出で店舗外の販売を認め、こういうふうになつております。裏から言ひますと、この場合以外は、店舗外で販売することは禁止されておる、こうなつております。むしろ五十五条の方が主になつております。

○小幡治和君 そりすると今まで、現実の問題として、各府県、各市町村等において、農協とか、それから婦人会とか、四日クラブとか、いろいろなものが、あるいは寒暖計あるいは体温器、あるいは畜産に使用する、そういうものを指導し、あつせんしておつた、それは指導に伴つてあつせんなんです。今までのそういう現象というものを対して、現行法ではどういふ解釈をとつておつたのか、その点について。

○政府委員(岩武照彦君) その点は、かなりあまい点でありまして、場所によりましては問題を起しておるところもあるようございまして、それで今回改正案としましては、店舗外で販売につきまして、ある条件のもとに

認められた方が、むしろ計量器の普及という見地が見て適當ではないかというところ、五十五条の二項、三項といつたしまして販売登録を受けた者が、販売員を届け出て、その者が身分証明書を携行して歩く場合には、店舗外で販売しても差しつかえないというふうになつておるのであります。そうしますことによりまして、交通不便な土地などにおきまして、日常に必要な計量器等を一々店舗まで買ひにいかななくても、販売員から購入できるということでおるのではありません。

○小幡治和君 今度の改正の五十五条の二の方を見ると、各府県に店舗を持つておらなければ、その届け出の権限なしというわけなんです。それが、東京なら東京に一つ店舗を持つておつて、各府県知事に、どここの農協や婦人会、そういうものに、一つおれの方の体温器なら体温器を売らせるぞというのを言つてやつて届け出をするれば、それでできることになるのです。要するに、各府県に必ず店舗を持つて、そこから物を持って飛び出すという者でなければ許さぬのか。

○政府委員(岩武照彦君) 私は、この店舗という意味は、商店というふうな意味ではないと思つておりましたが、販売を行う——何といひますが、事務所という言葉を悪用するが、そこで売買契約を行う場所、こういうふうなありましておられます。それで今、お話を大阪とかいふような土地で、製造したり、あるいは元卸等があります。今、お話を聞きました、たとへば農協なんかとの関係は、そういうメー

カーなりあるいは販売業者の特約店とか代理店とかいふような形で、農協の実際に販売を行います場所を登録していただいたらどうか、こういうふうな思つておられます。そうしてその農協の事務員でありますか、あるいは実際に農協の事務所管理できます人を販売員といふふうな届け出ていただくというふうなしたらどうかというふうな考へておられます。別段その店舗といひますのは、特に商店という意味ではない、こういうふうにお考へておられます。

○小幡治和君 まあそりすると、結局全国に一つのものをつくらうという場合には、各府県ごとに専門店というものを設けなくてもいいけれども、やはり特約店というか、とにかく特約店の契約というものをしなくちゃいかぬと。しなくちゃ結局も全然売れないというわけですね。そりすると、そういうことになると、結局大阪なら大阪に一つの根拠を持つておるものが、各府県なり、各市町村というものに……、これはまあ市町村になつてくると、またその農協の数からいへば、一つの県下に農協の数といふものは非常に多いと思ひます。それらの農協全部、また農協のみならず、ほかの畜産組合もあるだろうし、婦人会もあるだろう。そうすると、婦人会の事務所とか、あるいは畜産組合の事務所とか、農協の事務所とか、それから四日クラブであれば四日クラブの事務所とか、そういうふうなものに全部特約店の契約というものをやらなくちゃ売れないということだ、これは非常にめんどうなことだし、また金もかかることなんだし、大へん

なことだと思つておられます。そうすると、一つのいいものを作つていろいろな普及しようとするに、それだけのことをしななければ売ることができないというふうなところまで制限する必要ありやいなやということなんです、その点どうですか。

○政府委員(岩武照彦) お話でございますが、まあ通常いろいろな商品を売ります場合には、やはり問屋からいろいろな小売を……、自分の物を仕入れてくれというふうなことで、そういう小売の店と関係をつけるのが普通ではないかと思つております。

それからもう一つは、やはりそういうふうな関係をつけますれば、継続的に自分の商品が何といふんですか、店といふんですか、を通じて流れますので、売る方も、あるいは作つた方におきましても非常な効果があるのだらうと思つておられます。ただまあ、これは例でございますが、全国に一つしかないメーカー、あるいは元卸から直接村単位の農協とかといふふうな組織を特約店とか、小売店にしますというの、これはまた大へんだらうと思つておられます。あるいは県内一カ所に自分の関係の特約の店を持ちまして、そこから村単位のそういう組織の登録店に流すということもできるかと思つておられます。まあ普通の商品の販売方法も、大体それに近い形ではないかと思つておられます。いろいろな形があるかと思つておられます。いづれにしてもやはりこの計量器の問題は限定を受けたい、あるいは有効期間内の計量器を売つておられるかどうかというの、この取締りの方の要点でございますが、どこで売つておられるかということがやはり確認できません、そういうふうな

な監督も不行き届きになります。で、やはり売買の行われる場所は、監督の立場の方にわかる必要があるだらう、そういう意味で登録ということを用いたのであります。従前の、戦前でもきました度量衡法におきましては、販売は免許制になつておりました、かなり制限的においたのある免許制度でありましたけれども、これを、今度の計量法で登録というふうに変更したのも、そういうふうな趣旨も入つておると思つておられます。

○小幡治和君 そうすると、各府県に一つの店というものを、代理店といふものを置いて、そうしてそれが登録されれば、今度そこから各婦人会なり農協なり、いろいろなところへ持つていって、その農協なり婦人会事務所なり、四日クラブ事務所なり、そういうもの自体が登録を受けなくてもいいのですか。そのところはどうか。やはりそういうものは全部登録を受けなければならぬのですか。

○政府委員(岩武照彦) その点は、先ほど御指摘がありました四十七条の規定の解釈になるかと思つておられます。「計量器の販売又は販売の仲立の事業を行うおとす者」となつておられます。この仲立とは、これは俗にいうあつせん、あるいは媒介といふことと大体同じだらうと思つておられます。要するに自分が売買契約の当事者になりませんが、売買の当事者の間に立つてその契約の成立を容易ならしめるといふ機能を行う者かと思つておられます。その事業を行うという意味でございますが、これは若干のききかたがある規定であります。先ほど申しました旧度量衡法の第六条でありますかには「販売ノ業ヲ営ムトスル

者ハ」といふふうになつておられます。この業を営むという解釈は、これは営利の目的をもって販売を行うというふうな規定の解釈になつておられます。従つていわゆる販売業者、あるいは商人といふふうな限定されておりました、それで当時ありました産産組合とか、あるいは購買会とかいふふうなものは、これは営利を目的としておる組織ではございませんので、その免許は要らないという取扱ひをして参つておられたのであります。実は、その結果いろいろ取締り上困つた事態がかなり起つたのであります。まあ十分な精度をもたない計量器がいろいろな組織を通じて流れるというふうなこともあつたやうでございます。そこで、そういう行政の経緯にかんがみまして、昭和二十六年の計量法におきましては特に、事業を行う者となりまして、この事業を行つた者といふ意味は、法律上の解釈としておられます。これは営利の意思があるなしを問はず、継続的に反復して行うことを行つた者といふふうな解釈されておられます。これは、立法当時からの解釈でございます。現在もそういうふうな解釈に参つておられます。従つて、先ほど申しましたように、継続して販売あるいは販売の仲立ちが行われる場合は、これはやはり登録をしていただく。農協の事務所も、あるいは婦人会の事務所も同様といふふうな考へておりました、そういうふうな指導を行なつておられます。

今、継続して申しましたが、一回限り販売や、あつせんをした場合はどうか、こういうふうな御質問もあるかと思つておられます。この場合は事実問題だと思つておられます。抽象的には一回限り、

まれに——まれといふんですか、一回だけ、全然継続せぬであつせんした場合、これはこの規定には触れないのではないかと、こういうふうな解釈をしますが、これはあくまで事実の問題でございます。抽象的な解釈としてはそういうふうな申し上げる次第でございます。

○小幡治和君 その場合に、私はちよつと、どうもこれは取締りの見地のみからこの規定というものが作られておる。たとえばこの婦人会なら婦人会といふものがほんとうに体温器といふものを、あつせん衛生の無知な農村の人たちに使わせていこうといふふうな意味において指導して行く、あるいは農協なり産産なり、そういうふうな連中において面において使わせていこうといふときには、一種の検温器なら検温器でやつておられるのじゃないのです。いろいろな、こいつもいい、こいつもいいといふことになれば、いいやつを、ことにこれはみんな検温器の検査を受けてきたやつなんだから、そういうものを、たとえば五種類なら五種類の店舗の、店舗といふか登録を受けねばならぬ、それからこの何といふか、それぞれの店が違ふのだから、それで、一つの仁丹なら仁丹の検温器を売るのは、仁丹の登録があつて、そうして仁丹の身分証明書を持つていかなければならぬ。そうすると、五つ持つていければ五つのそれぞれの登録をやらなければならず、五つの会社の身分証明書といふか、そういうものも持たなければいかぬと、そんなに一体購束されてやらなければならぬといふことは、これはとても繁雑でたえ切れ

れが主たる業務ならいいと思つておられます。しかし婦人会といふものは、検温器を売ることが主たる業務ではない。婦人会には婦人会の使命がある。ただし使命の中で、あるいはその使命の一端としてちよつと入つてくるだけで、農協なら農協の使命がある、それにちよつとそういうものが入つてくる。そうすると、それは業とするもの、いわゆる営利を目的とするものでもなければ、またその営利以外の業でもない。それは要するに、婦人会は別に検温器を売らなければならないわけでもない。だから、要するに業でもない、営利でもありませんといふふうなものにまで一体こういう制限といふものを加える必要がどこにあるか。むしろそういうものは、計量器の取締りの面において嚴重にやつていけばいいのであつて、そういう指導といふか、そういう便をやつていくものには——業ではない、検温器の業をやつておられるのじゃない、ほかにちよつと大きな目的がある、それにとちよつとそれが道具として使われただけだ。たまたまそこにこういうものがあつたから、こういうものを使つたらいいですよと言つて、要するに見せるだけです。それならそれを使つてみましょうといふた、そこでちよつとあつせんするといふふうなことになる。決してそれは業ではないと思つておられます。そういうものには、一体これを二項、三項といふものを適用するつもりなのかどうか。そういう点については、少しゆとりのある解釈といふものをとるといふことであるのかどうか。その点一つお聞きしたいと思つておられます。

○政府委員(岩武照彦) 若干お話を

ども、実際は、体温器をかりに農協なり、あるいは婦人会が扱う場合としまして、メーカーなり、あるいは商標ごとに登録を受けられる、こういう必要はない。体温計といふこと、あるいは体温計といふことではないかと思ひます。また、はかりを扱う場合には、はかりと温度計とは種類が違つてゐるから、二つの登録が要るかと思ひます。

それからもう一つ、蛇足でございますが、婦人会の場合は、通常は法人格がないかと思ひますので、これはやはり会長なり、あるいは主務者の名称及び住所が販売を行われる場所というふうになるかと思ひます。

それからもう一つは、あつせん、あるいは仲介といふことの意味でございますが、一番通例を申し上げますと、たとえばAならAの部落の十人なら十人が、体温器を買いたいと、ところがどこがいにかわからぬし、仕入れ方法もわからぬからといふことで、十本の体温器を婦人会なら婦人会の会長が、知り合ひの販売業者から取られて、それをそのまま渡されて、金をそのまま送られるといふふうな場合は、これはタイプカルなあつせん、仲介だろつと思ひます。一たん自分のところへ持ち帰られて、あるいは特定な人のあれがなくて、いわば余分に見て、見込みで取られて、その自分と販売業者の間に決済をされて、なお今度は自分と会員との間で決済をされるということになります。これはあつせん、仲介ではなくて、やはり売買といふことになりませんか、こういふふうと思つておられます。そこで、私先ほど申しましたように、法律の規定がやはり事業を行つたおきで、これは

は営利云々という意思あるいは實際の結果を離れまして継続的にそういうことを行われれば、やはりこれは売買なり、あるいは仲立ちの事業を行つたといふことになるのじやないかと思つておられます。一回限りで、あとはおやりにならないといふことであれば、これは事業を行つたといふふうにもとれないのじやないかと思ひます。

そこで御疑念もありましたが、やはり現在の計量法の建前からいいますと、どこで物が売られてゐるかといふことがわかりませんと、ちゃんとしたものが流通されてゐるかどうかということが実は押さへにくいわけでございますから、やはりそういうところは、売買の行われましますと、根拠といひますか、中心になりますところは、監督官庁の方にわかるように登録といふことをお願いしたいと、こういふわけでございます。従つて、まあ繰り返しますように、たまたま一回限り行なつたという場合は、これはそれで悪いものを売られたら困るわけでございますし、まあ、繰り返して行われるわけではなければ、これはそこまで一々関するのにも能率上の問題もございまして、から、これはまあ除外しておき、こういふふうな考へておられます。

○小幡治和君 それで、たとえば、それじゃさつきのおかしめは婦人会なんかの事務所か何か、そうすると婦人会長のうちが登録されねばならぬ。そうすると、そこから、今度婦人会の婦人会員が指導をするときには、婦人会員全部が身分証明書を持たなきゃならぬ。

○政府委員(岩武照彦君) いや、それは違ふ。

○小幡治和君 今度は外に出てやる人ですから……。そういうことになつてくると非常にこれは、そこは常識的でない、私が考へると……。それは常識的でないといふ感じがする。

それから、もう一つの疑念は、検温器なら検温器の販売を登録してあれするならば、こう言ひのだけだけれども、しかし、登録といふものは販売業者がやつていくわけだから、たとえば仁丹なら仁丹といふものがある県に一つの販売網の本拠を持ち、そうしてその販売網として農協なり婦人会なりにそれを登録してゐるといふことになれば、これは仁丹の登録店であり、仁丹の販売者であり、身分証明書は仁丹としての身分証明書を持つてゐるといふことになるのです。そうすると、それさえ一つあれば、今度はあらゆるほかの検温器の人たちがそいつに便乗して、そこへは何でも持つていつていのか、あなたのさつきの答弁だと、一つ受けさえすればいいのだ、こういふことになるけれど、そうすれば、仁丹の登録をして、仁丹の身分証明書を持つては、ほかの検温器を作つて売る者もみんなそれに便乗してそこでやつていいか。要するに検温器を売るといふことだけはわかつておるのだから……。顯著にわかつておるのだから……。そういうことなんですか。

○政府委員(岩武照彦君) 御疑念の点は、法律第四十八条に、販売等の事業の登録の区分といふのがございまして、この第六が、これはこの区分でやりますから、体温計は温度計の中に入るわけでございます。従つて、この第六の登録を受けておられますれば、どこの商標、どこのメーカーのものであり

ましてこれは売れるわけでございます。ただ、それが仕入れができるかどうか、これはまた別の問題になります。売ることが可能でございます。従つて、一つの区分でやつていただく。

○小西英雄君 ただいま小幡さんからいろいろ質問があつたようですが、三十四年度からこれを統一し、尺貫法を長い間やつておつたやつを廃止して大いに普及して徹底させるのに、この際に便乗して今までのいろいろ売れよつた婦人団体とか農協が売れないようなことにも読めるような法案ができておるのですが、通産省としては現在やつておるものよりも強化をして販売とかその他について統制を行つて意思はあるかでないか、ないのですね……。それについてちよつと原則的なお考えを伺ひたい。

○政府委員(岩武照彦君) このメートル法統一に伴つて、販売業の面を制約を加えるといふことはございませぬ。むしろ現在よりも売りやすくなり、そのために販売員といふ制度を法律上認めていこうといふわけでございます。現在実は、先ほどちよつと申しましたように、若干言葉は悪うございしますが、もぐりで売つておるやせぬかといふような事態もございまして、から、それを販売員といふ制度で合法的に売りやすくしよう、こういふわけでございます。だから、先ほど申しましたように、登録を受けないで、農協とかあるいは婦人会等が継続して売つておられるのは、これは今でも違法でございます。今後も違法でございます。

○小西英雄君 そうすると、今までは、決していろいろ販売等に統制を加えたり、あるいは不自由ないようによつたといふことはよくわかつたのです

が、現在売つてゐるものもぐりだといふことから考へますと、むしろ売つたりなんかする方は、大ぜいの手を経るから大へんなことだから、通産省なり当局は、むしろ製造元を十分監督してゐるはずですから、製造元が適切に検査を受けたものを売る場合については、その出先の方をこまかく取り締るより、むしろ今後は、いろいろ製造元を厳重にしておかれた方が、これはたやすい取締りだと思ひますので、そういう点に御配慮を願ひたいと思ひます。

もう一つお尋ねしたいことは、三十四年度から実施に當つて、計器の製造メーカーとか、あるいはその検査官等の準備万端は十分できてゐるわけですね。それはどうですか。そういう点。

○政府委員(岩武照彦君) 製造メーカーの方の問題について申し上げます、メートル法の統一が三十四年の一月一日からといふことは、すでに八年前でございまして、昭和二十六年のこの法律のときからきまつたわけでございますので、メーカーの方もそれぞれそれに対応しまして、メートル目盛りを作つてゐるのが実情のようでありまして、尺貫法単独あるいはヤードポンド法単独といふふうな計量器は、割合少ししうでございまして、実際問題として十分出回ると、こういふふうな考へておられます。その点は、われわれも十分な指導を行つておられます。

監督官の方は、これは実は特別に今回これをふやすとかいふよりなことは、いろいろ行政機構の關係もございまして、いたしてございせんが、メートル法に關しまする普及宣伝といふこと

とは、これは十分にいたしたいと思つておられます。はなはだ僅少でございますが、三十三年度予算にも、中央のメートル法普及費を計上して、九百十八万円の予算を計上して、九百十八万円、各都道府県ありは特定市等におきましては、それぞれ中央の予算をこえるような相当な予算も組まれておるところもあるように思つておられます。それによりまして、ラジオ、テレビ等による宣伝、あるいは実際の取引面におきます行政指導のいろいろな打ち合せ、あるいは督促とか、あるいはメートル法単位の換算表の解説とかいうようなもののパンフレットというものを準備いたしたいと思つておられます。そういう実際の啓蒙宣伝という形を通じて、円滑に実施して参りたい、こういうふうに考へておられます。

○小西英雄君 製造その他については、十分な今の局長からの答弁で、助成とかその他が要らないように承わつたのですが、もう一つ、検査官の方が重大な影響を及ぼすものが多いので、検査官は現在までも足らないので、はかり、ますの検査をするということで行つて、その検査官の感情で、もう通るようなものでもはねられたり、いろいろ何十万、何百万の差があり、それで、検査官の認定によつて、一ぺんだけだめになるという場合も多いのです。こういうふうな全国的に統一されるところという場合に、それの方の準備が全然用意できていない場合には、相当な混乱が起るのじゃないかと思ひますが、そういう点について遺憾ないようになつておられるのですか。そういうことを一つはつきりしていただきたい。

○政府委員(岩武照彦君) メートル統一に伴ひまして、検定の仕事量が著しくふえるは考へておりませんが、若干あるはふえるかと思ひます。御指摘のようなことがございましては、はなはだ遺憾でございますから、これは地方におきます検定所並びに都道府県が持つておきます検定所に対しましては、御趣旨の趣きは十分に伝へまして、遺憾なきを期したいと思つておられます。

○岡三郎君 今のことは少しくどいと思つておられる持っていないのだが、店舗を持つておられないで、いわゆる販売するにこだわらないで、いわゆる販売する団体ごと、農協とか、いろいろな団体がいわゆる店舗になつて販売をするという事になると、これは体温計とか寒暖計なんかはいくらでも、その他のいわゆる大きなもの、いろいろのものができてくるわけだ、この中に、そうなるという、ずいぶん混乱してやるのじゃないかと思ふのだが、たとえば婦人会でいろいろな機械を売ろうというときに、体温計なんかはいくらでも、もつとむすかしい機械は、そこへ登録すれば、それで売れるのか、どうなんでしょうか。

○政府委員(岩武照彦君) 前々回に法律の内容を御説明申し上げましたように、四十八条でございまして、この区分の規定は、実は今御指摘がございまして、少し広過ぎる点もございまして、実際の事情に合わないところもあるようでございますから、これをもう少し細分化いたしたい、それで、ある程度、現実の事態に合いますように動けますように、省令でその内容を規定したいというふうに考へております。

○岡三郎君 四十八条は削除になつておるのじゃないですか。

○政府委員(岩武照彦君) そういふふうに御説明いたしましたように、中身をこまかくいたしまして、今御指摘のように、一つの区分に比較的簡単なものから、かなり複雑な構造を持つておるものまで、一緒に入つておるようなこと、もございまして、もう少しこれは細分化した方がいいというので、削除して、省令でこまかくもつと規定したいと考へておられます。

○岡三郎君 いろいろ点をほんとうは出しておかぬと、問題が出てくると思ふ。法規を讀んでみると、前の法規でも、店舗を持たないものは売ることができないようにしてあるのだから、店舗を持たないものは売ることができないようにしてあるわけだ。だから、その点については、これは従来とかかわりないような形になつておるふうに見えるけれども、解釈の次第によつては、これは非常にルーズになると私は思ふのですが、今、いわゆる区分をもつとこまかくすると言つたので、どのようにこまかくするか、原案も出ていないで、出てるのか、原案も出ていないで、出てるのか、区分が出ておるが、これをもつとこまかくすると言つたので、新しくつけ加えたものがあつたので、だか、別個の角度で検討すべきものもあると思ふのです。これから放射能がもつと降つてくれれば、体温計とか寒暖計とかという問題じゃなくて、もつと別個の問題が重要問題になつてくるというおそれなきにしもあらずと私は思ひます。そういうことを考へますと、これはやはり区分

分の仕方というものの、ある程度、総合的に細区分するならば、一応出してくれぬと、販売方法というものが、今言つたように、適宜に団体でやれるということになると、混乱すると思ふ。今集約されておる寒暖計とか体温計とかいうものに限つて問題を見るという、私は、今言われておるよう、製造過程とかメーカーというものを規制するので、流通過程をあまりチェックするというのはおかしきという理論に私は賛成したいのです。従前の法規によつて販売方法を非常にチェックしているが、大メーカーと中小メーカーというものを考へた場合に、こ

いう体温計とか寒暖計というものの本質からいふと、インテキ品とか誤差がはなはだしい、そういうふうなものであつてはこれは困るわけだ。熱があるのに、幾らあつても三十五度しか出てこないというものを売られたんでは、とんでもない話だ。それについては、政府は検定という立場を堅持しているわけでしょう。だから、検定においては、その品質をチェックしていくという以外に、私は、政府の合格品として適宜に、この土地においてもそれを信用をもつてこれを購入できるということではないかと思ふ。ということになれば、検定という意

味はないかと思ふ。ということになれば、また、一面において、寒暖計にしては、体温計にしても品質がまともに、価格がまともに、そういうもので、価格がまともなものは、政府として売らせること自体も私は、政府としてこれはちよつと心しなきゃならぬと思ふ。というものは、それほどによつて、結果として検定して、そのときにこの器械の有効期間はどのくらいだ、

この器械のいわゆる適正な使用期間というものはどのくらいだ、それ以上大体日時が過ぎるといふこの器械はど

らもあふなくなる、これはテレビでもラジオの機械でも同じことですよ。安いやつは早く悪くなる、高いやつは大體長くもつ、それは大體購入するとき

にそうなんだが、検温器なんていうものとか、あるいは寒暖計というものについては、日常使われるもので、だからそういう点については、価格、品質でそれを伴うところの有効期間とかそういうものが明示できない限りにおいては、ある程度価格とか品質というものを統制して、そうしてそれに伴う合格したもののは流通機構においては制約がない、どこにおいてもこれは購入できるというふうなすれば、監督官庁である通産省の方はメーカーとその品質と、それに伴うところの有効期間というものについての選択を厳にすれば、少くとも私は寒暖計とか、それから体温計というものについては国民の理解を持つておられると思ふ。そのほか、でかいはかりとかいろいろむすかしい機械は、これはだめですね、これは店舗から購入して、アフター・サービスとか、それに伴うところの理解を与えるということ以外に方法はない。寒暖計なんていうのは理解を与えれば、あれはアフター・サービスもへちまもないですからね。あれは、こわれたから水銀を抜いて中を取りかえるなんていう芸当をして、私は私は見たことがない。だから、大體アフター・サービスのできる、それから器械の構造というものは複雑で、それに伴つて国民が店舗を持つ所からそれを購入することによつて信用を得

る、あるいはそれによつて安心をす
 る、こういうことならば、私はやはり
 販売をする場合において、そこに店舗
 を、独自の代理店なり独自の店を持っ
 ていくというこの意味があると思
 う。そういう点について通産省の方は
 どう考えているのか。流通機構の問題
 と、それから製造という問題、検定と
 いう問題、それを総合的にはつきりす
 れば、私はこの間において体温計とか
 寒暖計というものは、この限りではな
 いというところに一つの付則をつけて、
 備考をつけて、そういうふうな
 ものは販売機構で制約すべきじゃない
 のだから、それは製造過程において厳
 格に統制をして、国民に不安を与えな
 いようにすべきだ。電気のためなんか
 もそうです、電球なんか本来はそう
 なんです。どの電球を買つても安心で
 きるような品質というものを国が保証
 しなきゃ私はいかぬと思う。こういう
 ものは生命に、特に体温計なんか関係
 があるのだから、そういうふうな点
 で、もしもそういう面におけるところ
 の監督が十分できるならば、私は流通
 機構においては、そういう寒暖計とか
 体温計という簡単なものは、この限り
 ではないという例外例を設けていく方
 法があると思う。そのほかの大きな
 いわゆる計量器とかその他いろいろな
 のについては、店舗において必ずそれ
 を購入するというふうな方法をとつて、
 婦人会なんていいかげんなところ
 でやらないような方法というものを考
 えた方がいいんじゃないかと思うのだ
 が、それについての通産省当局の意見
 を聞きたい。

内容程度を変えたらどうかというサセ
 スチョンだと思ひます。これは実はご
 もつともな御意見かと思つておりま
 す。ただ実はわれわれも、計量器の種
 類は御承知の通り非常に多いものでご
 ざいますから、そこまで実は十分な検
 討はいたして申し上げませんが、問題
 温計に限って申し上げますと、先々の
 当委員会でも申し上げましたかと思ひ
 ますが、実は体温計のメーカーの業態が、
 大メーカーの数社のほかにかなり中小
 企業のメーカーがございます。それ
 で、中小企業のメーカーの品物の中
 ある種のものがかかなり安い値段で売ら
 れておるようなものもあるようであり
 ます。これはまたそれぞれ理由がご
 ざいまして、いろいろ検定は合格いた
 しておりますが、耐久度、その他の品
 質上の問題もあるやに聞いておりま
 す。あるいは詳細な点は検定所長の玉
 野氏から申し上げた方がいいと思ひま
 すが、かなり差があるやに聞いてお
 ります。それから、現在あまりない
 と思ひますが、メーカーが製造の許可を
 受けないで作る、だから当然検定を受
 けないわけですね。そういうことば、
 受けないことは、現在はないかと思
 いますが、あるいは考えますればそうい
 う事態もあり得るわけでございます。
 そこで、メーカー段階の監督、あるい
 は検定といったものは、もちろん十分
 にはいたしますが、現在の検定技術を
 もつてしまつては、どうにもならない
 点があるやうでございます。ただ
 し、まあ現在検定いたしますものにつ
 きましては、検定した年を検定と一緒
 に入れておきますので、まあいつ検定
 したかというところはわかるわけであ
 ります。その後耐久の問題につきまして

は、なかなか検定技術上何年間が有効
 だというふうなことも一律にいけな
 ないような事実があるやうであります。こ
 れは技術の問題であります。それから
 御承知のように、体温計は、これはあ
 る程度使つておられますうちに狂つ場合
 がございます。これも計器の性質から
 しますと、もう一つは使ひ方が悪
 いからであります。これは相当あると
 思ひます。それで、いろいろございま
 すので、やはり少くとも検定を受けた
 ものを売つておるだろうということ
 やはり調べる、確認する必要があるか
 と思ひますが、もちろん検定を受けな
 いものを買われる消費者もあまりない
 と思ひますが、しかし事情のわからな
 い多数の消費者の中には、あるいは検
 定があるかないかという問題を
 せずに買われ、あるいは取り扱われる
 場合もなきにしろあらずかと思ひま
 す。やはりそういう点は、若干お説と
 は違ひますが、あまり流通面も自由
 におくのはいかかかと思つておりま
 す。それが先ほど申すように、どこ
 で売つておるかというところは、一つ取
 りのりの方にわかるやうな仕組みにし
 ていきたいというので、つまりまあ登録
 ということを申し上げておる次第であ
 ります。

○小幡治和君 今の問題と本論が関連
 して、その関連の関連になつ
 てしまつたのですが、今、岡委員に対す
 る御答弁を聞きますと、結局中小企業
 のところで安くて悪いものを売つてお
 る、だからこいつをまあ取り締りなけ
 ればならぬ、しかし、そいつはなかなか
 取り締りにくい、だから結局売る方
 で取り締るのだというふうには、あ
 りなすの考え方がそういうふうになつて

いるように見受けられる。それは本末
 転倒なんで、要するに製造の方でしつ
 かりもつと、たとえば許可にしても、
 抜き取りにしろ、そういう点をもつと
 嚴重にやればいいことなんです。そ
 うして販売の方でその規格に合ったもの
 をだれが売ろうとどうしようも、かま
 わぬというにしていくべきなんです。
 今、岡委員が言つたように、複雑
 なものはあつてもいい、簡単な体温
 計や寒暖計なんていうものは、限度に
 おいて、そこまで、販売の末端にまで、
 法律を加えていく必要がどこにあるか
 ということなんです。その点と、それ
 から、今こいつを聞きますと、結局ど
 んなところで売つておるか知りたから
 ということですが、そんなものは、農
 協なり婦人会で売つておるといふのは、
 こんなものは限行でわかつて、検査
 官にはわかつておることなんです。それ
 をいろいろに、登録をさせ、証明書
 を持たせなくてもわかつておることなん
 です。所在を知りたいというなら、こんな
 ことをしなくたってわかつておる。そん
 なのはよけいなことだと思ひます。
 それからもう一つ、それは、一体
 こんなことをさせてどんな実益がある
 か、たとえば自分は登録をして、証明
 書を持つておる、しかしそういう婦人
 会の人や農協の人は、この証明された
 ものが正しいか、正しくないかという
 ことはおそろくわからんですよ、し
 ろうとでは。もし、それをあつせんして
 やつていくならば、悪いものを売つた
 といつておこられたら、自分の責任
 じゃない。それに対して責任をとるの
 ですか。結局、それはメーカーのこ
 ろでやらなければならぬことで、また

それは、規格品だとしても、規格外の
 ものもあるであらう。要するに、あなた
 が取り締りたいというの
 は、それでよろ。要するに、許可を
 受けて製造をやつておるのだ、しかし抜
 き取り検査だけでは足りない。非常に
 悪いやつもあるのだ。そうすれば、一
 体こいつを売つたからといつたつて、
 売つた人がおこられたら、それはど
 うにもならぬ。結局そこを押えなけれ
 ばならぬというところなら、何もこんな
 婦人会の会長の家を登録までして、こ
 んなところまで追つかけていく必要は
 ないじゃないか、ただ所在を知るだけ
 なら。
 それからもう一つは、農協や婦人会
 がやるのは継続してというのでありま
 す、それじゃ一体、毎日々々やつて
 るのは継続ということになるかもし
 れぬけれども、一週間に一べんとか、一
 月間に一べん、一年に数回ならどうす
 るかということになる。どうもこんな
 ものは、そのときそのときの講習みた
 いなところで、ふつと扱ふことにな
 るのであつて、そう常時それを持つて歩
 いて、村をぐるぐる歩いておるとい
 うのはないですよ。そういう意味にお
 いて、非常に疑問が多い。そういう点
 を一つ御答弁願ひたい。

○阿部竹松君 小幡先生やいろいろ御
 意見もありましたよ、十二時になり
 ましたから、この際休憩をお願いいた
 します。

○政府委員(岩武照彦君) 現在、計量
 器の販売業者として登録を受けてお
 ります農協は、埼玉県に三十一、千葉
 県に八十七、静岡県に五十四、東京都
 に三十五、神奈川県に九つ、その他の組
 合と申しますと、これは消費生活協同

組合あたりじゃないかと思いますが、東京都に七十八、その他の府県は三つ四つございます。そういう場合に、実は現在の法制のもとでも、農協あるいはその他の組合に、まあ十分と云つては語弊があるかもしれませんが、ある程度こういう計量器の普及の仕事をお願いしてやるという状況でございます。

それから、メーターの方の問題につきましては、先ほど来申し上げましたように、これはもちろん十分監督しなければいけませんし、もちろん許可を受けずに作りますれば、これは計量法で一番重い罰則がかかりますが、私申し上げましたのは、検定を受けない計量器を売られたり、あるいは体温計は有効期間がありませんけれども、ほかの計器には若干ござりますが、有効期間が過ぎた計量器を売られたりすることは困りはないかということを中心としたのです。それも相手の販売業者を特に罰するよりも、そのものになりまして無検定の計量器を製造しておるそのメーターを押えるのが本旨でございます。そういうものは、なかなか工場で見つかりませんから、やはり流通過程で押えなければつきましません。それで私先ほど来申し上げますように、販売しておる場所の一つ確認するのが必要じゃないか、こう申し上げた次第であります。

○委員長(近藤信一君) それでは、阿部君の御発言の通り、暫時休憩することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) それでは、暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時五十六分開会

第九部 商工委員会会議録第八号

昭和三十三年三月十一日【参議院】

○委員長(近藤信一君) これより商工委員会を再開いたします。

○岡三郎君 午前中に、「五十五条に次の二項を加える。」二、三について一応関連質問をしたものであります。一、私の考えとしては、先ほど申し上げた通りに、体温計とか、あるいは寒暖計等のものは、検定というものを強化して、それを通過したものは国民がこれを信用して使う、つまり流通機構においていろいろものをいろいろとチェックするというために、工合の悪い面も相当多いし、できるならばそういう方向の方がよいのではないかと、この際そのような方法ができるか、どうかの点について質問をしたいと思っております。

○政府委員(岩武照彦君) 体温計等の検定につきましては、技術的にいろいろな難点と申しますか、あるいは限度があるようでござりますが、その点につきまして中央計量検定所の玉野所長が見えておりますから、お許しを得まして玉野所長から御説明をいたします。

○説明員(玉野光男君) 御説明申し上げます。計量器の検定がいろいろの器種にわたっておりますが、それぞれ方法等も違っておりますが、先ほどから問題になっております体温計あるいは温

度計の検定に関連して申し上げて、なおほかのものにつきましても必要があれば申し上げます。現在の計量器の検定におきましては、これはほかの器種にも同様でございますが、構造の検査というものと、それから示度の検査、つまり目盛が正しくなっているかどうかという検査と、両様の検査が行われております。そのうち目盛の検査の方は、これは一本々々につきまして、それぞれ標準器と比べて、正しいかどうかという検査をいたすわけでござりますが、構造の検査というものは、一本々々につきましても、たとえば体温計につきまして、それに使われているガラスが適当なガラスであるかどうかというふうな検査を一本々々するということとは、技術上破壊しなければならぬというふうなことから不可能でございます。そのような意味におきまして、適当なるガラスを使いまして適当な処理をしてやっておりますかどうかというものを、一応検定の段階で検査をいたすわけでござりますが、この程度は、やはりメーター自身それぞれの責任において適当なものを作つてそれを検定したということも実際問題としてはやむを得ないことのように思いますが、なおその上検定というふうになつて参りましたときに、検定をできるだけ早い期間にしなければ、それだけ請求したものが検定のために品物を寝かすということになりますから、従いまして、できるだけ早い期間に検定をするという必要がございます。従つて、今申しましたようなふうなごま

かいた構造の検査を検定の段階で常に行うというところは、やはり困難と存じます。そんな観点から、一番体温計等では問題でございます。作つたあと、それが相当のなまじいままか、作つたときのひずみをとるような操作を一流のメーター等は当然しておるわけでございますが、それが、まだよくないメーターというふうなものになりますと、それを怠つて出すというふうなことが生ずるわけでございます。そういうふうなものをチェックするというのが、実際検定の段階においては非常に困難でございます。従いまして、やはりメーターに相当の責任を持つてもらう。そういうふうな意味で、現在の計量法におきましては、メーターに許可制がしかれておるものと、われわれは考えております。大体ほかの器種につきましても、同じような考えのもとに、検定が許可制とタイ・アップして行われておるといふふうに考えております。あるいは不十分でございますが、もしも重くお尋ねがございましたら重ねてお答えいたしたいと思います。

○岡三郎君 どうも今の話を聞いておると、頼りなくなつてくるね。一体どういふふうにしてやっておるか、検定の現場を一べん見て、その状況を具体的に調べてみたい意欲にかられてきておるわけだ。だから、これは一べん計量器に対する具体的な検定をどういふふうにするのか、やはりこれを上げるまでに、私たちが非常に忙しいのだが、これは国民に対する一つの義務として、一べん検討してみなければならぬ。そういう一つの希望を委員長に申し上げておきます。今の問題

については、ここでやかく言つても仕方がないので、確かに今、所長さんが言われた点もそうかもわからぬと思つてますが、この問題については後刻に譲ります。

次に、九十二条のタキシーメーター、ガスメーター、水道メーター、ガソリン計量器、その他の政令で定める計量器の検定の有効期間です。これについては、今回は政令で定めるとあるが、前にはタキシーメーターは一年、ガスメーターは七年、水道メーター、ガソリン計量器は八年と書いてある。これはどうして政令という方向で修正したのか、この点をちょっと説明していただきたい。

○政府委員(岩武照彦君) これらのメーターにも、いろいろ最近技術的な進歩もございまして、法律でがっちりきめておくのもどうかという問題と、それからもう一つは、追加いたします放射線関係の計量器が、これはすべて一年あるいは五年という有効期間をつける予定にしております。そういうのも、やはり新しい型ができてくるのか、あるいは技術的にいろいろな改良が行われるということ、いろいろ有効期間の問題は、もう少し機動性といえますか、一べん持った方がいんじやないか。法律でがっちりきめておきますよりも、政令でそういう實際の問題のあるたびごとにきめ得るようになつておいた方がよいのではないかというところで、政令に移したわけでございます。大体の考え方としては、さしあたりはここに書いてあるような期間になつておると思いますが、新しいものができまして、あるいはもう少し長い方がいいのではないかというふうになりま

すれば、そういうものは延ばすという
ことになると思います。

○岡三郎君 基本的なそういう考え方
も、一がい否定すべきものではない
がね。やはり最近における傾向は、何
でもかんでも政令々々というところへ
流される心配が私はあると思う。だか
ら、これは事務当局においても、確か
にその必要があるというならば、政令
の部面も必要でしようが、やはりその
点については私は、どの程度これに
対する政令を出す場合の考え方がある
かということも、あらかじめ前の法律
は、こうなっているのだから、これを
こういうふうにしたいという意図が
あつてこういうふうに出したと思う
です。ただ、私の心配するもう一点は、
計量器を検査して間違いないようにす
るということとちよつと交つて、計量
器の会社を助けるためにその検定を早
くしてみたり、おそくしてみたり—
まあおそくするということはまずいか
もしらんけれども、早くしたりして、
計量器の会社がもうかるように通産省
で庇護をされたのでは困るという心配
があるのだ。つまり、計量器に対する
ところの考え方というのは、そうあ
まりふらふらしたものでないかと思
うのですよ。だから、そういう点で、
政令ということによって伸縮自在にそ
このところがやられてしまえば、今度
はメーターの性能がどうということよ
りも、計量器会社のお先様をかつぐよ
うな状態になつては、これは取り越し
苦労かも知らんけれども、そういう傾
向が出てきては困ると思う。教科書な
んかでもそつです。修正しなくてもい

いようなことをちよくちよく修正し
て、新しい本を出して、その新しい本を
買わせる。買わせるために、本を部分修
正するという傾向が今度逆に出てきて
おる。そうしないかと、本屋がも
うからない。そういう傾向が私は政令
という部面の中で生まれては困ると思
うので、念のためにその点を言つてお
くが、大体タキシーメーターとか、ガ
スメーター、水道メーター、その他いろ
いろと政令で定める計量器の検定の有
効期間がございしますが、そういう点に
ついては、いつごろ出してくれますか。
この法案が通つたら、施行はこの十月
からだね。いつごろまでにこういう政
令の部面の内容は発表してくれるので
すか。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほど申し
ましたように、有効期間は、いろいろ
な技術の進歩に伴ひましてむしろ長く
なる傾向かと思つております。従いま
して、その方が使用者の利便にもなり
まするし、また計量器会社からいへ
ば、それは短かい方がいいかもしれま
せんが、われわれとしましては、技術
的な進歩に伴ひまして長くなる傾向か
と、こういうふうを考えておりますの
で、御心配のことではないと思ひます。
それから期限につきましては、法律
が成立いたしましたらできるだけ早く
やりたいと思つておりますが、放射線
関係は大体、十月一日の施行でござい
ますから、その前には政令で出した
と思つております。期限といたしまし
ては、先ほど申し上げましたように、
ここにあげております計量器は、
大体最初はこの程度の有効期間、放射
線関係の方でエキス線の線量計は五カ

年、その他は大体一年にする予定に
なつております。

○岡三郎君 最後に、私簡単に計量士
についてよくわからないから聞きたい
のですが、計量士は大体千人程度お
るのですか、こういう話があつたので
大体計量士はこれを専業にして成り
立つておるものか、あるいは副業的に
やられておるものか、実情を簡単に
いから一つ説明してもらいたいと思
ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 計量士の資
格等につきましては、前々回でござい
ましたか御説明しておりますが、実情
を申し上げますと、計量器を使用し
ます工場、事業場等につきまして、
事業場を指定せよということがありま
して、これは法律の第何条でございま
したか、百七十三条以下にございま
す。計量士は大体この指定事業場等
で計量管理の仕事をしておるのが
多いわけでありまして、つまり、その
場での計量器の整備あるいは計量方
法の改善というふうな仕事をまあ専門
に、あるいはあわせて行なつておる
というのが多いわけでございます。普通
のこの自由営業の弁護士とか、ある
いは医師というふうに独立してまあ計
量士を開業しているというふうなのは、
あまりないわけでございます。ただ、
今回改正案にもございしますように、
定期検査、府県の定期検査にかわり
ます検査も行い得ることになつてお
りますが、この際は手数料等を取つて、
事実上まあ自由営業に近い仕事を行
うこともあるかと思ひます。

○岡三郎君 私は、この定期検査にか
わる計量士による検査ということば、
これは計量器が多くなれば多くなるほ
ど正確を期するために必要だと思ひ
ますが、逆にいうと、最近における行
政の末端機構の中において、とにかく
その登記をするにしても、何の印鑑証
明をするにしても、何にしても、とに
かく代書を通らないう受け付けられ
ないという、金がかかるような仕組
みが多いわけですね。非常に末端にお
けるこの機構が、つまり庶民はよく
知らぬから、何でもかんでも知らぬ
とくさいから、とにかく代書に行つ
て金を取られて書類を売りつけられ
おる。全く代書を通らなければむず
かしいような仕組みになつておる。計
量士というのは、臨時検査をやる場
合において、まあ検査というものは
あまりむずかしくすることはないと
思ひますが、定期検査によつてすつ
と終つて金がかからないならば、これ
は一番好むと思ひますが、計量士に
よつて受ける検査の方が本体にな
つて、将来何でもかんでもこれに
よつてやらなかつたら工合が悪い
という形になつて、だんだんと商
業繁盛していくという事は、これは
私にはまあ困るという気持も一面
にあると思ひます。庶民の生活の中
において、末端における金の支出とい
うものが非常に膨脹してきておる
現在、こういう面におけるところの
善悪はいいけれども、これがま
までするといふと、それなくして
は生活ができないような形の仕組
みというものが出てくるかと、こ
ういふことで、だからこの点は、
今回の問題としては臨時検査をや
つて定期検査にかへるといふので、
一般国民に対する何というか、繁
雑さを省いて臨時やれるというよ
さを發揮してもらへば文句はない
のだが、それがかえつて逆にこれ

は、生活の中において経費がかさむ一
つの方便になつていくのでは困る。
こいうふうな考へてお聞きしたわけ
です。将来この計量士というものがど
ういふ役割を果して行くか、私もよ
からないのですけれども、できるだけ
末端のいわゆる商売の人が、こ
ういふ方向で一つ指導してもら
いたい。これは私の希望です。終
ります。

○海野三朗君 今のことについて私
は、お伺いしたいのですが、通産省
では、その検定というよりな場合には、
工業試験所にやらせておるのであ
りますか、どうなんでしょう。

○政府委員(岩武照彦君) 一般のこの
検定は、これは都道府県の検定所が
やることとなつております。ただ、
特殊の精度を要するもの、あるいは
地方にそういう施設のないもの等
につきましては、中央計量検定所
が行なつております。

それから、今度追加いたします放
射線関係の検定につきましては、御
説明いたしましたように、電気試験
所が行なつて、こいうことになつ
ております。

○海野三朗君 法規の上ではそ
ういふことになつておるのであり
ましよう。大へんこの法律が
つばにでき上つておるようであ
りますが、これに順応するだけの
体制ができておるといふことは
お考えになつておられますか、
どうなんでしょうか、通産省と
しまして。

面の仕事だけは何とか迷惑をかけないようにはさばっていくという事は日常努力しております。まあ私、検定がたまってひどく困つておるといふような事情は実はあまり見受けておりません。できるだけそういうことのないようには日常心がけております。

○海野三朗君 こういふメーターについて、よく検定してもらいたいという願書が出ておつても、なかなかそれが検定されるに至らない現状であります。それはよくあなたが御存じだと思いますが、その根拠はどこにあるかという事を思ひます。通産省としては、私はそういうことを今までさんざん感じておるのであります。それで、たとえば一つのメーターについて検定してもらいたいというときには、さつそく行つて工場設備を見るなり、あるいはその検定もさつそくやつてもらわなければならない。一方は商売ですから背に腹はかえられない。そういうことに對しては、どうも通産省が技術者を優遇しないのか、どうも技術者の方が、こう、くされておるようには私は思ひます。そういう点については、一体通産省としてはどういうふうにお考えになつておるのか。民間の方では、とにかく早く検定してもらいたいという要望があつてもなかなか一カ月、二カ月、三カ月も、よほど時がかつてようやく取り出してきて検定をするという今日までの状態を私はよく見ておるのであります。検定しないのじやないのですよ。するのですけれど、非常に熱意が欠けておるようには私は思ひます。その点に對しては、あなたは

どういふふうにお考えになつていらつしやいますか。どうも私はこれを一言にいえば、技術陣の貧弱と申さざるを得ない。こう思ひます。どうなんですか、あなたのお考えは。

○政府委員(岩武照彦君) どういふメーターがそういうことがございませうか、具体的に一つお話を伺ひたいと思つておられます。今の状況を申し上げますと、先ほど申しましたように、検定所の職員は日夜できるだけ迷惑かけないようになつておつて、努力しておるわけにございまして、法律の規定にも第九十四条に、申請を受理してから二十日以内に合格不合格をきめろ、こうなつておられます。これはちよつとお言葉がありましたが、検定は検定所に持ち込んで検定してもらつて、出張して検定するのは、これはごく動かせない特殊な機器の場合でございまして。それから、もう一つはこの前御説明しましたように、放射線関係のようにこの構造、性能等につきましてやや日時を要しますものは、別に構造検査という制度を設けて、構造検査に合格しましたものは、個々の検定は比較的その部分を省きまして比較的早くやるような方法を開いておられます。御指摘のようないふメーターは一体どういふメーターでございませうか、具体的にお話を願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 今日まで聞き及んだところによりますと、おにも電気計器ですね。計器についてはさうです。それが一つ、今あなたがこういふふうになつておるといふお話しになりまして、お役所へ持つていって、おらうのも、これもいい、必要ですが、大体そ

ういふものを作る工場の陣容なり設備なりを見るということの方が大事じやないんでしやうか。持つてこられたメーターだけがよかつたからといって、それを検定なさるといふことだけでは私はどうかと思ひます。その製造元、さうしてその製造者の、つまり内容、工場の内容、さういふことをはつきり見届けてから、検定に合格、不合格はきめておやりにならなければいけないじやないかというふうには思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 今お話しした電気計器は、これは計量法に入つておるじやない。これは、別途電気測定法という法律に基づきまして、電気試験所あるいは電気協会が行なつておられます。それにつきましては、あるいは御指摘のような滞貨があるということもあるかも知れません。私実は取り調べておられます。また、計量法で処理してはならないもの、あるいはやり方の生産管理の方法を点検するなり、これは当然いたすことだと思ひます。

○海野三朗君 そういふことはおやりになつておるんですか。今まで製造業者の工場、さういふものをよくしさいに検査をしておられるわけでありませうか。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほど申しましたように、個々の検定の場合にはさういふことはございませぬ。それは初め製造を免許いたしましたときに、そういう点は十分取り調べて許可するわけにございまして、あとで検定に合格するのがほとんど出ますれば、これは一々工場を見るまでもないかと思つておられます。ただ、どうも成績が悪いということがありますれば、これはそのときの必要に応じて、出向いて

に、一々メーターの工場へ出かけていくことは、これはかえつて検定の能率を阻害することになりやせぬかと思ひます。これはやはり検定の施設は検定所に備へつけてございまして、そこへ持つてきませんと実は性能の検査もできないわけにございませぬ。やはりこれは持つてきていただくのが本體だと思ひます。

○海野三朗君 それはやはり検定所に持つていってしてもらふのが当然ですが、私はその計量器を作るそのものが確かめることが必要ではないかと、このういふふうには、私は、お伺ひしておるのである。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほど御答弁した通りでございまして、なおそれは状況によりましては、某のメーターのものが不合格がばかに多いということになりますれば、これは行つて工場の施設を見るなり、あるいはやり方の生産管理の方法を点検するなり、これは当然いたすことだと思ひます。

○海野三朗君 そういふことはおやりになつておるんですか。今まで製造業者の工場、さういふものをよくしさいに検査をしておられるわけでありませうか。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほど申しましたように、個々の検定の場合にはさういふことはございませぬ。それは初め製造を免許いたしましたときに、そういう点は十分取り調べて許可するわけにございまして、あとで検定に合格するのがほとんど出ますれば、これは一々工場を見るまでもないかと思つておられます。ただ、どうも成績が悪いということがありますれば、これはそのときの必要に応じて、出向いて

指導することもあるわけにございませぬ。

○阿部竹松君 中央計量検定所の玉野所長さんに一点お伺ひいたします。所長さんは標準の、この計量器の日本の監督者としての最高の立場です。政府の法案に賛成するとか反対するとか、ここに次官がおられれば別として、いかに國民に正しい計量器を使わせるかということ、一番やはり頭を悩ませておられるものだと思ひますが、いろいろ今まで各委員の意見をお聞きになつて、われわれ委員の方ではやっぱり製造元あるいはメーターを嚴重に取り締るべきであるということなんです。しかし、岩武重工業局長のお話によると、下部、末端の販売先を取り締らなければならぬ、さういふしやるわけなんです。どちらが正しいと思ひますか。……御答弁できないかと思ひます。……(阿三郎君「それはだめだよ」と述ぶ) だめならば……。

○説明員(玉野光男君) 大へんある意味でむずかしい問題だと思ひますけれども、先ほど検定のことにつきまして私が申しましたように、検定だけでは決して、あるいは標準の維持ということに基きまして、検定という行為だけでは一般に適正な計量が行われるという事は、今の現状ではできないのではないだらうか、それにはやはり、と申しますことは、検定に従事しておる人員というよりな面、あるいは施設というよりな面からいまして、メーターの方が許可というよりな面から、相当製品に對して責任を持つたものを作つていた、そしてそれが社内検査を

て、そして検定に出てくるというよりなことでなければ、なかなか適正なもの流れない、それからまたそれが実際に使われる面におきましても、先ほどからいろいろ問題になっておりまして、いろいろな不正な計量器、これは警察運動が足りないというところもあるかと思ひますけれども、そういうふうなものを知らないで使われてしまふ、そして適正でない計量が行われるというより、な面が実際にあるように思ひます。そういうふうな意味では、やはり現在の制度のようなことが今の日本の現状としましては、ことに大ぜいの人間を豊富に使うというより、なことができない、あるいは施設を十分にして検定をオートメーション化するといふことがなかなか困難であるといふようなことから申しますと、やはり検定はそれ自身として努力しなければなりませんけれども、そのほかに許可といふような、あるいは登録といふようなこともやむを得ない現状ではないか、かように考へております。

○阿部竹松君 私、玉野所長さんに弁解を聞いておるのは、ごさいません。予算も少い、それで、人員も足りない、完全でないといふことは理解してあります。しかし、その中で、やはり少しでも正しい計量器を販売するように努力するのが、私もあるいはあなた方のお務めだと思ひます。私の質問は、どういふふうにしたら、どっちが大切か、イエスかノーかだけをお聞きしているのです。困るとか、国内情勢を聞いていられるのではないのです。これは通産大臣に聞きますから。そこで、もう一つ重ねてお伺ひするの、もとを縮めるか、末端を縮めるか

ということにつきまして、六十四条の一項の二号に、輸出する計量器は通産大臣の承認を求めれば特段の取り計らいをしてもらえるといふことになっております。ですから、私よく知りませんが、国内で販売するものよりも検査がルーズだと思ひます。そこでこれは、所長さん御承知かと思ひますけれども、私の知っている限りで、毎月八十万本あるといふ九十万本が東南アジアか、アメリカか、あるいは中近東に行く、そうすると、そこで売れないで戻ってくるのです。それが、その辺にばらまかれる。こういうものを取り締るのが大切ではないかと考へておられるのですが、しかしこちら、あなたお聞きの通り、通産産業当局では売る人を探さなければならぬ、だれが売っておるかわからぬから報告せよと、こゝろの方では使っておる人の所に行つて正しいかどうかといふことを計量士を派遣して調べるといふことで報告しなければならぬ、こういうことなんでしょうか。おそれるこの法案を作るときは、あなたに相談があったと思ひます。相談がなければ、私答弁は要りませんけれども、○説明員(玉野光男君) ただいまの關係は、計量法では取締りといふ面のことに関係していると思ひますが、中央計量検定所あるいは取締りの面につきましては、その取り締まるときは技術といふことについては関係いたしますけれども、実態的に取り締まるという面につきましては、これは通産省自身が監督されて、私が答弁するのはあまり適当でないように思ひますので、その点御了承願ひします。

○阿部竹松君 そういふことでよくわかりました。あなたの方では、人間が少い中で何百何十万本といふのをあれするの一本々々やられるのか、抽出するの、指定して検査するの、どういふふうな方法で検査なさつておられるのですか。
○説明員(玉野光男君) 計量器につきましては、原則的に一個々々の検査でございます。ただ構造におきましては、先ほどもちよつと触れましたように、一本々々検査するといふことができない場合でございますから、そういうときには抽出検査を行うといふことになっております。
○委員長(近藤信一君) それでは、計量法関係の審議は一応この程度で後日に譲ります。
○委員長(近藤信一君) 次に、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願ひします。
○相馬助治君 ただいま議題になつた法律案につきまして、先般私は白濱次官に対して質問をいたし、一応の答弁を承つたのでございますが、大臣の出席を機会に、この際その見解を承つておきたいと思ひます。
この輸出保険が広く一般に利用されて、その金額も件数も多くなつて参つておりますので、この際あなたも中小企業信用保険が公庫の制度によつてなされておりますように、近い将来において公庫ともいふべき機構に変えていくものも構想があるならば、その段階がすでに來ているように思ひますが、政府当局としてはどのようになら考へておられるか、かような質問をいたしたのでございますが、白濱次官の御答弁は概略し

て、ただいまのところではさしあたりその必要は認めない。しかし、基本的な問題として将来考究して参りたいといふ意味の答弁があつたのでございます。この問題に関しまして、通産大臣としてはどのような御所見をお持ちであるか、この際承つておきたいと思ひます。
○國務大臣(前尾繁三郎君) 御承知の通りに、保険は輸出が次第に拡大してきますにつれてまして、発達してきておることは事実であります。また将来を考へますと、あるいは大きな機構も考へなければならぬかと思ひますが、ただいまのところは、政府の特別会計でやっておりますこと、事足りております。ただいまのところ、やはり白濱次官の御答弁申し上げたように私も考へておる次第であります。
○青柳秀夫君 私は、字句のことについてお伺ひしたい、根本問題ではないかと思ひますが、それは第三号の、今までの一号、二号、三号、四号、五号となつておりましたのを、今度は一号から第七号までにおける戦争、革命又は内乱」といふだけであつたのに対して、今度は三号で、「外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶」といふ条項が入り、その次に「仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入することができないこと」と、五号もついでにありますが、この「仕向国における」といふ点をむしろこれは一号、二号についてお伺ひした方がよいと思ひますけれども、第一号は「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」、第二号は「仕向国において実

施される輸入の制限又は禁止」、こうなつておられますが、これは従前の法文で、今度もそれがそのままいくわけでありませんが、この第一号で「外国において実施される」と書いてあるのは、「仕向国において実施される」、こうするわけにはいかなないので、か「外国」と「仕向国」と書き分けておられる理由をこの機会にお伺ひします。
○政府委員(松尾泰一郎君) この「外国」と、それから「仕向国」と書き分けておられるのは、「輸入の制限又は禁止」といふ方は、これはその当該仕向国において実施される事柄であるわけでありまして、ところが、この「為替取引の制限又は禁止」といふことになりまして、必ずしもその貨物の仕向けられる相手国において実施される為替取引の制限または禁止ではなくて、第三号におきます為替取引の制限または禁止で影響を受ける場合が多々あるわけでありまして、為替取引となりまして、手形の、要するに、決済地が問題になるわけでありまして。たとえば、ペルー向けの手形を、あるいはロンドンで決済するといふふうな場合が起つて参りますので、その手形の決済地が実は主たる問題になります關係上、「仕向国において実施される為替取引の制限又は禁止」といふことでは範圍が非常に狭くなるために、「外国」といふふうな範圍を非常に広く書いたわけでございます。
○青柳秀夫君 その点は、今度の改正の第三号ですね、それも「為替取引の途絶」と、こうなつておりました、第四号は「仕向国」といふふうになつておられますが、その点も同様であるかどうかといふ点が一点と、これも字句

の、言葉の使い方なんですけれども、今までの三号ですね、これに「戦争、革命又は内乱」と、こうなっています、「戦争又は内乱」と、こうなっています。」「戦争又は内乱」だけではいけないのでしようか、「革命」ということをここに書いてあるのはどういいうわけでおられるのでしょうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) まず第一の、三号、それから四号の書き分け、それから四号におきましては「仕向国」と書いておられるのは、先ほども申し上げました第一号、第二号において書き分けておられるのと同じ精神といたすか、理由であります。

それから「革命」という字句が特にありますのは、実はこの条項だけではあります、他の条項においても、いずれもこの「戦争、革命又は内乱」と、こう三つ並べて実は書いておられますので、「革命」という言葉を入れておられるわけがあります。戦争と内乱というのでは、少し範囲が狭かろうということ、従来からも、かく使っております。

○榎本秀夫君 その点は、何ともいえないか、そういう戦争なり内乱なり革命なりの言葉の定義によるのでありませうが、何だかどういふ問題には海外との戦争なり、戦いなら戦争、国内のなら内乱だけでいいような気がするのだからお伺いするわけです。

○政府委員(松尾泰一郎君) この革命と内乱の書き分けの仕方でありまして、若干御指摘のように、意味の不明確な点もあるかと思いますが、文字解釈といたしましては、この動機は、あ

るいは革命または内乱と同じ場合があらざりまして、たとえて申しますと、革命の場合に成功した場合は、政権の転覆の行為が成功した場合に同じ場合でございます。特に内乱という場合には、その政権転覆の行為が成功に至らずまだ紛争中、相手国においてまだ戦闘行為が行われておるといふふうな場合を言うておられるわけでありまして、若干その間革命と内乱というものは差異があるといふふうに従来解釈をしておるのであります。

○榎本秀夫君 法文の言葉のごとく、非常に何といふ根柢問題じやないか、非常に何といふ根柢問題じやないかの法の改正でありますからお尋ねいたしますが、第三条ですね、三条のこの刷り物のまん中ごころに、「第三号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。」と、こういふふうに書いておられる。これは、どういふわけでごいふふうの言葉をお作りになつたか、法文上の用例によるのでございませうか。私どもが普通に考えますと、順序から言ひまして、第三号を削つて、二号の次に次の三号を加え、第四号を第六号とし、第五号を第七号とすると、このやりますと順序がいよいよ見える。わざわざ五号を七号として、四号を六号として、二号の次に三号を加えると、これはまあ長いからそうしたのかもしれませんけれども、どうも四号を六号とし、五号を七号とするという方が順序がよいように思ひますのでありますが、これは至つて枝葉末節のようでありませうけれども、その理由をお聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(松尾泰一郎君) これは率

直に申しまして、法制局の御意見でこのういふことになつておるのでありますから、どういふ三号、四号、五号を加えますために、どう何と申しますか、三号を削り、五号あるいは四号を云々といふのを、先に何と申しますか、同種に該当するものは先にずっと書いていって、そして三、四、五をこゝら並べるといふ体裁になつておられるわけでありまして、青柳先生から言われるような書き方もちろんできると思ひますが、どういふ場合にごいふ書き方をいたしておられるのであります、そこをわれわれは考へなかつたのであります。が、そういうことで考へておられます。○榎本秀夫君 深い意味はないのだと思ひますけれども、いろいろ資料としていただいた新旧対照条文表というやうなものを照らし合せて見ると、第一号はそのまま、第二号はそのまま、第三号はこれで見ると、四と五が加つて、六、七はまたそのままなんです。ですから、これを新旧対照して書いていけば、私がさつき申し上げましたように、一と二はそのまま、三はそのままだま新しい三、四、五になつて、四が六号になり、五が七号になる、こうやれば非常にすなおに条文が訂正されているので、逆にこれで見ると、五号から始まつて一番ビリのやつを七号として、その次の四号を六号としておられる。しりの方から持つてくるのが、どうもあまり法文に詳しくないけれども、おかしな感じがしたもので、どちらがいいか何かつたわけでありまして、いま一回できれば法制局の御説明も聞き取りの上で適當な機会に御答弁願ひたいと思ひます。別

に実質の問題じやないわけでありませう。

○政府委員(松尾泰一郎君) いわゆる従来三号が今度の三号四号になつておる。それから従来四号の一部を取り出しまして新しい第五号になつておるわけでありませう。そういうふうな関係もありまして、六号も字句は同じ、従来四号と同じであります。内容的にいうと、一部五号に取り出されていっておられる四号、五号をあつて、いわゆる従来四号、五号をあつて、練り下げてそこに間をあけて、そこへ第三号、第四号、第五号を入れたわけでありませう。いわゆる従来ありました四号、五号を少しあつて下けて、その間に場所を作つてそこに三、四、五を持つてきてこゝら書き方になつておられるわけでありませう。非常に複雑な書き方になつておられますが、実体はさういふふうになつておられるわけなんです。その工合が、私はちよつとわからぬのであります。法制局の従来の方方じやなからうかと思ひます。

○阿部竹松君 私は、大体この法案に賛成なんです。二、三箇所に心配な点をお尋ねしてみたいと思ひます。この内容に、これを改正することによつてこゝら措置を行ひ一二の引き下げをすることができるといふことが書いてあります。これは一二の下げたというので、結局消費者が利益を受けるといふことになるわけですが、それとも一体どこが一二の下つたものの受益者ということになるわけですか。一般全部がパーセントかすつ利潤を得ると、こゝらいうことになるわけですか、その点をまずお尋ねいたします。

○政府委員(松尾泰一郎君) 一二%の引き下げと申しますのは普通輸出保険の保険料率が一・二%の引き下げになるわけでありませう。従ひまして受益者は普通輸出保険の契約者、言いかえてみますと、輸出業者がそれだけの利益を得るといふことですか、負担の軽減になるわけでありませう。

○阿部竹松君 そうなつてきますと、前々回の委員会でも若干これと違つたことで、バナナで問題になりまして、二千七百円で百ポンドのパナナが横濱なり神戸に来て、われわれが食べるときには一万二千円も一万五千円もするといふことを聞いたわけですが、これは確かに一二%下げたのを、全部が荷主の利益であるといふことになりませうと、どうも筋が通らぬといふふうにか考へるのですが、実際政府のところに責任においてやつて、国民が、荷主が保険料が安くなるから物価を下げてくれるといふことならいけれども、さうでなければ、これは特別会計になつて保険料でまかなうといふことになつても、今インドネシアですか、ああいう状態で内乱が起きておると、それから、保険金を膨大に払わなければならぬといふことになりませうと、政府が持ち出しをしななければならぬといふこともこれは最悪の事態に考慮しなければならぬといふことになると、一部荷主のための法案というふうに考へるわけなんです。今まで保険会社がもうけておつたのを、ただもうける人が違つただけだといふふうに考へるのです。今の局長の御答弁ですと、さういふことじやないですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) これは、保険契約の建前上、その保険料率の引

○政府委員(松尾泰一郎君) これは率

き下げに伴う第一次の受益者は保険契約者、いわゆる輸出業者になるわけであり、その結果といたしまして、今度メーカーあるいは中間の問屋から輸出業者が買入価格も幾分かは高く買入れても保険料の引き下げがこの程度でございますから、今後の輸出契約をやるに於いて何らの支障が起らぬ、こういうことになるわけであり、従いまして料率の引き下げというものは、メーカーあるいは問屋なんか、あるいは輸出業者に、政府側の具体的な措置によりまして均霑をさせるという事は非常にむずかしいのであります、われわれはこういう経済現象からいいますと、当然輸出業者としてそれだけ負担が軽減されますならば、その利益の一部は当然メーカーなり問屋段階の方にも均霑が参ると、こういうふうに確信をするわけであり、また他方、先ほど言われましたインドネシアあるいはその他の国において事件が起つたという場合には、あるいは割増保険料を取るような場合もございますが、その場合にはもう荷物が輸出業者の段階に来ておりますれば、これは輸出業者が割増保険料を支払わなければなりません、新しい契約という事になりますと、その分はやはり一部はメーカーなり、あるいは問屋業者にも負担をしておらう、従いまして保険料の引き下げに伴う直接の受益者は、今言いますような輸出業者でございますが、その利益というものは、当然輸出以前の段階にもそれぞれ波及していく、均霑が及んでいくというふうに考えておるわけであり、

○阿部竹松君 その割増率もわかりません、たとえわが国内においても玄海灘と瀬戸内海と保険料が違ふように、それはわかっておりますけれども、もし万一の場合には保険料で足りないというときには、当然政府の手持から出すということに、会計が特別会計になつてもせうなるんでしよう、その点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この輸出保険は、前回は御説明申し上げましたように、八種類の保険をやっておるわけであり、その輸出保険の特別会計といたしましては独立採算でやっておるわけであり、そこで、いわゆるわゆるもうけを目的に実はしていない関係上、若干赤字が見込まれるという場合には、保険料の引き下げをして参つたわけであり、しかしながら、御指摘のように、事故が非常に集中的に起るといふような場合には、保険金の支払いに非常に多額になるといふことも考えられるわけであり、まあ三十億円の基金をいって、御迷惑をかけるという事はないと思つて、この保険というものは、御存じの通り長い目で支出と収入との採算を合わせていかなければならぬということであり、今までのところ、われわれといたしまして若干の赤字の見込まれる場合におきましては、保険料の引き下げという事で済ませたわけであり、今後の事態はわかりませんが、少くとも従来の経験からいいますれば、引き上げという場合よりも引き下げという事で運用をして参りたいというふうに考えておるわけであり、もし先生の御指摘のよ

うな非常に危険が多くなつて保険金の支払いが起るといふような場合には、あるいは保険料率の引き上げという事、従来やってきましたこと、逆の方向にもならなくちやいかんと考へますが、今のところはそう心配する必要はないんじゃないか。それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、八種類の保険を合計しまして千四百億圓ぐらいのペースに上つておる、これは日本の現在の輸出のペースからいいますと、一五、六割ぐらいにしかならないのであります、われわれとしましては、できるだけ輸出制度を普及させること、よつて多数の貿易業者に保険をつけていただくということになります、それだけ危険が分散することになる、それなりになります、勢い保険料率も引き下げてもいいということであり、御指摘の通り、できるだけ保険というものを認識を願つて多数の貿易業者に入つていただく、まずまずその保険料率を引き下げられるというふうな方向で考えております、確かに今言われるように、非常にあつちこつちに事故が集中的に起りました場合には、若干むずかしいことになり、また保険料を引き上げなければならぬというふうな事態になるかと思つておられます、それとそれほど心配しておられません、それと、もう一つは、保険制度におきましては、現在の保険が強制保険でございます、任意保険であるわけであり、従いまして、逆選択ということが往々にして行われがちでございまして、たとえば、ある国において関税の引き上げが起るとか、あるいは為替管理が起るとか、そういうことをねらつ

て保険につけておるというふうな場合が予想されるわけであり、そういう場合には、しばらく新しい保険契約の受付をとめまして、事態の平静になるまで待つというふうなことも従来やつて参つておりました、これも一部の業界におきましては、保険制度である以上、そういう危険な場合でも大胆に政府は保険契約を受け付けるべきであるというふうな意見もあるものでありますけれども、善意の保険契約者の方を、思ひますと、やや逆選択を利用したような輸出業者に対しては、しばらくは門を閉じておくというふうなこともやむを得ないんじゃないかというふうなことで、運用をいたしまして、そういう用心深い運用をいたしておる次第であります、そういうことで、今御指摘のような特別会計が非常に赤になるという事、われわれはそれよりも、先ほど申しますように、できるだけ、この保険契約に多く入つていただく、保険料率を引き下げるといふ方向に進みたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 その局長の御答弁はよく理解できるわけですが、また、ないのじやないかという事もまたわかるわけですが、しかし、実際問題として、今日でも東南アジアの方でばかばかたまたの撃ち合ひをやつておる、スエズ運河へぼかん爆弾一発落ちれば船はケータウンを回らなければならぬ、中近東があやしいというふうな事になつた場合に、これはいけるのじやないかというあなたのお考えでなくして、そういうときにはなつたら保険業というものは長期でいかなければならぬという

ことになれば、赤字になつた場合には、国から借りて出すものか、あるいは、とにかく特別会計で、独立採算制であるけれども、独立採算制でやつていけなくなつたら補償をするものか、その点をお聞きしたかつたわけですが、もう一つお聞きしたいのは、外国の商品です、それと外国の保険会社との関係はどうなりますか、外国の保険会社、外国にもこの種の保険会社があるわけですね、それと全然関係なしですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほどの保険料の問題につきまして一言補足させていただきます、今度の普通輸出保険につきましては、保険会社の介入する再保険制度を直接保険にする結果、この余剰財源が出て参りますので、その財源を引き当てにして一二%の保険料率の引き下げをやる、こういうこと、一二%ということを御説明申し上げておつたわけであり、従いまして、保険特別会計制度を補助金的に運用しようという議論も実はあるわけでございます、やはり会計の安全度ということをまず第一義として運用して、実は参つておるわけであり、幸いに、今度直接保険に切りかえます結果、千何百万圓の余剰が出ますので、その分で保険料率を引き下げるといふこと、ありますので、その点は一つ御了解を願いたいと思つておる。

それと、日本のこの海外におけるいろいろな非常危険、あるいは信用危険を日本においてカバーしてあります、外国の保険会社は全然保険にと

るわけですね、それと外国の保険会社との関係はどうなりますか、外国の保険会社、外国にもこの種の保険会社があるわけですね、それと全然関係なしですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほどの保険料の問題につきまして一言補足させていただきます、今度の普通輸出保険につきましては、保険会社の介入する再保険制度を直接保険にする結果、この余剰財源が出て参りますので、その財源を引き当てにして一二%の保険料率の引き下げをやる、こういうこと、一二%ということを御説明申し上げておつたわけであり、従いまして、保険特別会計制度を補助金的に運用しようという議論も実はあるわけでございます、やはり会計の安全度ということをまず第一義として運用して、実は参つておるわけであり、幸いに、今度直接保険に切りかえます結果、千何百万圓の余剰が出ますので、その分で保険料率を引き下げるといふこと、ありますので、その点は一つ御了解を願いたいと思つておる。

それと、日本のこの海外におけるいろいろな非常危険、あるいは信用危険を日本においてカバーしてあります、外国の保険会社は全然保険にと

らないわけでございます。それは全然関係ないわけでございます。各国内におきましてもおおむね政府または政府的な機関が国の輸出振興という立場から実はやっていますわけでありまして、この制度は、あくまでいわゆる民間の損害保険会社あるいは外国の保険会社のやつっております海外保険あるいは損害保険というふうなものとはちよつと性質が違つております。その意味におきまして、外国の保険会社とは一応関係はないわけでございます。保険会社としては、そういう危険率の不明確な保険は大体保険にとらないということになつております。さう御了承を願います。

○阿部竹松君 最後の一つお尋ねいたしますが、一二%下るといふ、一二%の中から、あなた方の独立採算制としての費用をとるのか、あなたの方でとつた残りが現在の保険料との差が一、二%なのか、その点が一つと、これは事務当局の方にお聞きしたいのですが、十五人ほど新しく本件に関して採用して業務をやられるそつで、そつと、十五人で満足にできるものか、そのあたりはいかがなものですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この一二%と申しますのは、計算の率を少し申し上げますと、現在、三十一年の実績をベースとして一応考えておるのであります。元請求保険料が九千七百万円、元請に對しましては再保険料が八千百万円になる。従つて、その差額の千六百万円程度が今度の直接保険に切りかわりますことによつて浮いて参りますところの財源になるわけでありませう。その中から、われわれの方の直営

にいたします関係の経費をいたしまして、四百三、四十万円をいたたくわけでありませう。それをいただきますと、結局千五百、六十万円のごに余剰財源が出ますので、その財源をもつて引き下げをはかりましたのがこの一二%ということでありませうので、一応まあ四百三、四十万円の直営に伴います経費をいただいて、あとの分でもつて引き下げをはかる、それが一二%、こつういふことでございます。

それからもう一つ、人員の点でございますが、前同も御説明申しましたように、もう普通輸出保険の八、九割がこの輸出組合を経由しますところの包括保険になつておるわけでありませう。従ひまして、あとの一、二割がほんとうの今度の直営保険に切りかえることによつて手間のかかる保険になるわけでありませう。そこで、十五人程度の人員の増加を認められんとしておられますので、それで十分やつていけるといふふうに考えております。

○大竹平八郎君 私は本案に関連して、非常に重要な点なのであります。最近政府がお考えになつておることに聞いておりますが、為替貿易の管理の、いわゆる緩和化といふことが時折新聞紙などに見えておるのであります。まあ大体従来の日本の為替貿易の方針として、言つてもなくL.C.の原則主義といふことを中心に決濟をされてきたわけでありませうが、伝えられるところによりますと、今度非常に幅を拡大したと、こつういふ点においてはけつこうなのであります。それが、それで、いわゆるD.A.とか、あるいはD.P.とかいふような点に非常

拡大されていくと、従つて非常にまあ自由化といふ点は一応言えるのであります。しかし、従来の例を見ましても、東南アジアあたりは、まああと払ひ方式といふようなやり方で、今までも相当日本商社が被害をこうむつたことがままあるのであります。これはまあ本案にも非常に今後関係してくるのであります。政府といたしまして、その為替貿易管理の緩和といふことについて、どう御着想でおられるのか、その点を一つお伺いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 前から御承知のように、手続の簡素化といふことが、われわれもやらなければならぬと思つておりました。また業界の方々も非常に要望されておりました。そこで、どこが手続の簡素化の根本かといふことをいろいろ研究してみますと、結局銀行の認証という制度は廃止しなげなう。そこで、問題がいろいろ起つて参りました。まあL.C.の原則をやめて、そつしてD.P.、D.A.なども広げていく、こつういふような事実結果になつてくるわけなんです。銀行の認証といふものをやめますと、そこ

で問題は、さらに発展いたしました。中小企業者の過当競争が助長される。じやないかといふ問題になつてきたわけなのであります。そこでわれわれとして考えますのは、どうもその銀行認証をやめることをやらなければ、手続の簡素化といふものはできないと、しかしそれが結果において過当競争を助長するといふことになつてはまずい。要するに、その過当競争をどこか他に押さえる方法があれば、銀行認証をやめようといふので、まあいろいろ考えて

おつたのであります。結局、それは通産行政で、御承知のように、承認品目あるいはそれ以前の方法によつて過当競争はしつかり押さえていくといふことになれば、銀行の認証をやめて、そつうして、手続の簡素化に根本的に入り込めるのじやないか、こつういふ結論に達しました。いろいろまだ、その点につきましては議論をいたしておるのであります。繊維品あるいは中小企業の方々も実際にだんだん事情もよくおわかり願うようになりまして、最近ではやはり銀行認証をやめなければ、手続の簡素化、自分たちの言つておつた手続の簡素化はできないのだといふやうな事情もおわかりになり、そこで、ただいま申し上げましたやうな承認品目あるいはそれ以前の自主的規制、そつういふことで手続の簡素化に伴ういろいろ問題を片づけようじやないか、こつういふやうな機運になつてきておるのであります。しかし、また、今後もいろいろ方法につきましては研究いたさなければなりませんし、また、いろいろ業界の方も御協力を得なければならぬ。そつういふやうな事情から、ただいま世上でいろいろ議論されておられますやうな問題が起つております。

○大竹平八郎君 いま一点お伺いいたしたいのであります。これは私の狭い意見かもしれませんが、今日日本の貿易は、これは世界の貿易に比較しますると、非常に三倍半くらいな率でもつて発展している。そつういふやうな意味において飛躍しておるのであります。しかし、日本の経済関係との連関から見ますと、必ずしも安定しておるとは言えないのであります。できるならば、

もう少しわが国の経済力というものが安定してもおそくはないのではないかと、こつういふように考へるのであります。これは私の偏見かもしれませんが、今、大臣もお触れになりましたが、私は大事なことは、今後このL.C.制度が廃止をされて、拡大をされていくといふことになりませう、やはり一番大きな問題は中小企業貿易業者だと思ひます。

それからいま一つ、さつきちよつと東南アジアの問題に触れたのでございませうが、やはり地域によつて相当いろいろ考へなければならぬと思ひます。一度御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(前尾繁三郎君) われわれも輸出につきましては、ほんとうに堅実な歩みでいかなければならぬと思ひます。そつうして、たゆまざる努力によつて輸出を拡大していくといふことでは、今、過当競争が非常に障害になつておるのであります。仰せのように、これは地域についていろいろ考へていかなければならぬ。われわれも法律を待たずしてできるやうな問題は、御承知のように、海外支店の設置の問題などにおきましては、別に法律を要しませぬ。実際の実情を見ておられますと、もう十分だと思つた地域にまたしてもむしろ出たがる。そつうして、新規な地域を拓いてもらいたいと思ひますが、そつういふ地域にはおいでにならぬ。これが現在の事情でありませう。従つて、こつういふことについてはわれわれもほつてはおけません。海外支店の問題は、送金の問題でありますので、大蔵省の所管であります。

われわれとしては、やはり現地なりあるいは本社間で、いろいろ懇談会、そういうようなものを作って、そうして、いろいろ意見を出してやらう。それに基きまして、といひますよりも、われわれの考え方としては、それによつて実情に沿つて、むしろもう十分だといふ地域にはもう支店の設置を認めぬといふ悪いのであります。極力押えていく。そうしてまた出てほしい地域につきましても、いろいろ本店の方々に指導をして、そうして出てもらう、こういうふうな考え方

に、東南アジアとか、あるいは中近東といふようなところは、相当われわれは前にも苦い経験を得ておるのであります。今後ともいろいろD P、D A方式のような、拡大からいくと、必ず私は起り得ると思ふ。そうすると、ここで今審議中の保険の問題といふものがかなり重点的に置かれていくのじやないか。ことに東南アジアあたりはそうなのであります。これを想定せられたかどうか、その点を一つお伺いいたします。

でいきたいと思ひまして、もうすでに通牒も出してやっておるわけでありませう。その以外の問題につきましても、輸出入取引法の改正等をやりました。極力過当競争をやめていく。もちろんこれは道義的な問題が根本ではあります。もう少し政府も—今までは實際をいいますと、ちよつと遠慮を過ぎておつたのじやないか、もう少し政府が指導性を發揮して、そうして極力過当競争を押えていくというふうなことにしたいと思ひまして、たゞいま輸出入取引法につきましても改正案を検討しておるのであります。これはまあ、いろいろ法制局等の関係もあつたので、簡単には参りませんが、とにかくもう少し政府として指導力を發揮してやつていかなければならぬという根本的な考え方を持つて進んでおるわけでありませう。

○政府委員(松尾繁一郎君) たゞいま大臣からお話がありました通りなのでございませうが、今も中南米あるいは中近東あるいはヨーロッパ地域等につきましてはD P、D Aを認め参つておるわけでありませう。従つて今のところ、L Cベイスを堅持しております地域といたしましては北米州と東南アジアといふことになるわけでありませう。そこで、いろいろ手続の簡素化の必要上、やはりL Cベイスをやめていかざるを得ないという理由につきましても、大臣も御説明の通りなのであります。大臣も御説明の通りなのであります。大臣も御説明の通りなのであります。大臣も御説明の通りなのであります。

○大竹平八郎君 いま一点、松尾局長にお伺ひいたしますが、政府は大体為替貿易の緩和化ということについては、これは行政措置でおやりになるので決定的のよりに思われるのであります。私に冒頭に申し上げましたよう

に、東南アジアとか、あるいは中近東といふようなところは、相当われわれは前にも苦い経験を得ておるのであります。今後ともいろいろD P、D A方式のような、拡大からいくと、必ず私は起り得ると思ふ。そうすると、ここで今審議中の保険の問題といふものがかなり重点的に置かれていくのじやないか。ことに東南アジアあたりはそうなのであります。これを想定せられたかどうか、その点を一つお伺いいたします。

いいたしておりますのは、たとえは陶磁器の業界なら陶磁器の業界、あるいは雑貨の業界、あるいは繊維でも第二次製品の業界等、やはりL Cを堅持する方が今の取引の秩序からいいますと、まだ不良な外人の買いたたきを防止する上に都合がいいというふうな場合におきましては、組合におきまざる協定、あるいは輸出業者の協定の締結をお願いをしまして、従来通りやはりL Cを続けるなら続けるという決定をしていただきます。必要があれば政府としてもアウトサイダー規制のための命令を出して、それを組合協定あるいは業者協定を支持、援助していただくことで参りたい。あるいはまた、早急に組合態勢あるいは輸出業者の態勢が整わぬ場合におきましては、若干官僚統制の批判があるかもしれませんが、輸出貿易管理令によりませうと、輸出承認品の品目にするによつて、そのL Cベイスを維持するということもできるであらうというふうなことをおのぞき参りたい。従いまして、D P、D Aに全部切りかゝるといふのではなしに、必要なものは、その代替手段をもちまして確保していただく、こういう考え方を参ります。業界との話し合いにおきまして、なかなか一度に切りかゝるべきでない商品、地域もかなりあるようでありませう。われわれも先ほども申しましたように輸出貿易管理令の運用、あるいは輸出貿易管理令の活用によりまして、その弊害を防止していただく、いろいろの業界の協力によりましてやつていくということも御了解を得たつもりであります。なかなかその多数の業界の中には、それでも困るといふ

○相馬助治君 たゞいま審議中の法案の問題は、大臣が御出席でございますので、この際お尋ねしておきたいと思ひます。

○大竹平八郎君 いま一点、松尾局長にお伺ひいたしますが、政府は大体為替貿易の緩和化ということについては、これは行政措置でおやりになるので決定的のよりに思われるのであります。私に冒頭に申し上げましたよう

らな御意見の方も実はないことはないわけでありませう。先ほど大臣からも言われましたように、通産省として通商審議会も開いて、慎重に審議もいたしました。また大蔵大臣と通産大臣の合同主催になります。手続簡素化のための懇談会におきましても、二回にわたつてこのことが論議され、大方の意見は、大体L Cベイスはやめていく、いわゆる決済規則の面は緩和していくが、取引秩序の方は、別途取引法なり、輸出貿易管理令なり、それにかゝる措置をすればいいんじゃないかというところが、大体の結論であつたかと思ひます。大体今、そういう方向で進んでおるような次第でございます。

○相馬助治君 たゞいま審議中の法案の問題は、大臣が御出席でございますので、この際お尋ねしておきたいと思ひます。

○大竹平八郎君 いま一点、松尾局長にお伺ひいたしますが、政府は大体為替貿易の緩和化ということについては、これは行政措置でおやりになるので決定的のよりに思われるのであります。私に冒頭に申し上げましたよう

あります。それが理由があつて、このように内容を改正するし、あるものは昇格し、あるものは新設するのだと存じますが、それらについての基本的なものの方、構想と申しますか、それについて大臣より御見解を参考までに承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 通産省の設置法の一部改正をお願いしております。これは御承知の通りであります。内容につきましては、たゞいまお話しの内容を持つておるのであります。

○大竹平八郎君 いま一点、松尾局長にお伺ひいたしますが、政府は大体為替貿易の緩和化ということについては、これは行政措置でおやりになるので決定的のよりに思われるのであります。私に冒頭に申し上げましたよう

りまして、今後通産省としては指導を強化していかなければならないと、かように考えておりました。一課を作りまして、そうしてさらに振興部を設ける、こういうような構想でございます。

それから第二の軽工業局にアルコール事業部を設置するという点は、実はあまり内容としては変らぬことで、責任の所在をはっきりするというような意味合いから、この部を設置いたしました。アルコール事業部ということにいたしているのであります。

それから第三の金沢の繊維製品検査所高岡支所は、富山県の繊維産業の発展に伴いまして、昭和三十三年度におきましては、全国の検査高の二三％に達しているというような状況でありますので、その支所を今回本所に昇格させる、こういう意味でございます。

それから第四の特許庁につきましては、御承知のように、特許の審査、審判という件数が非常に最近多くなつてきております。人員の増加につきましても、従来からずつとお願いしてきたわけでありまして、今回お願いしておりますのは、研修所を作つて、そうして審査とか審判に必要な職務上の研修をやるといふような、そうして職務能力を向上させることにしたい、こういう理由でございます。

ただいま申し上げました内容でありますので、非常に重要なものと考えておりますので、その点は御了承願ひ、ぜひとも通過さしていただくようお願いいたします。

○相馬助治君 わかりました。
○委員長(近藤信一君) 本日は、この

程度で散会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(近藤信一君) それでは次回は、明後十三日午前十時より委員会を開き、また午後一時半より、企業担保法案について連合審査会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。午後三時二十九分散会

三月八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

第二百二十五条第二項中「六尺」を「二メートル」に改める。

第二百三十四条第一項中「二尺五寸」を「五センチメートル」に改める。

第二百三十五条第一項中「三尺」を「一メートル」に改める。

第二百三十七条第一項中「六尺」を「二メートル」に改め、「三尺」を「一メートル」に改め、同条第二項中「三尺」を「一メートル」に改める。

第四条 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「又ハ積石數二百石未満」を削る。

(商法の一部改正)

第五十条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六百八十六条第二項中「又ハ積石數二百石未満」を削る。

(地方鉄道法の一部改正)

第六十条 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三呎六吋」を「一・〇六七メートル」に、「四呎八吋半」を「一・四三五メートル」に、「二呎六吋」を「〇・七六二メートル」に改める。

(刑事訴訟費用法の一部改正)

第七条 刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「一里」を「一キロメートル」に、「三十銭」を「八銭」に改める。

(軌道法の一部改正)

第八十条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「二尺」を「〇・六一メートル」に改める。

(アルコール専売法の一部改正)

第九条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「摂氏十五度」を「温度十五度」に改める。

第六条第一項中「五十石」を「九キロリットル」に改め、同条第二項中「制限石數」を「制限數量」に、「不足石數」を「不足數量」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第十条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第四項中「一里毎三三二円」を「一キロメートル毎二八円」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十一条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第九号中「又ハ積石數二百石以上」を削る。

(農林水産業施設災害復旧事業費因庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)

第十二条 農林水産業施設災害復旧事業費因庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条第八号中「二千石」を「五百五十立方メートル」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第十三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表及び第四項中「坪數」を「面積」に、「五十坪」を「二百六十五平方メートル」に、「百坪」を「三百三十平方メートル」に、「百五十坪」を「四百九十五平方メートル」に改め、同条第八項中「坪數」を「面積」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第十四条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「馬力」を「〇・七五キロワット」に改める。

(計量法施行法の一部改正)

第十五条 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「土地又は建物に關してはを土地又は建物に關する計量(新法第二条の物象の状態の量の表示を含む。以下この条、第六條及び第十二条中同じ。その他政令で定める計量については、昭和三十三年十二月三十一日以後」を「昭和四十一年三月三十一日以前」に改める。

第六条中「昭和三十三年十二月三十一日」の下に「(武器の製造

又は修理に關する計量その他政令で定める計量については、昭和三十三年十二月三十一日以前において政令で定める日」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次条及び第八条に規定するヤードポンド法による計量單位

及びその補助計量單位は、航空機の運航に關する計量その他航空に關する計量であつて政令で定めるものについては、当分の間は、新法による法定計量單位とみなす。

第九条第一項中「及び仏馬力」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 仏馬力は、昭和三十六年十二月三十一日までは、新法による法定計量單位とみなす。

第十二条中「(新法第二条の物の状態の量の表示を含む。)」を削る。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 尺貫法又はヤードポンド法による計量器の製造又は輸入をした者は、その計量器に、第三条又は第六条の政令で定める計量に使用する場合を除き取引上又は証明上の計量に使用してはならない旨を示す表示を附さなければならない。

(關係価格安定法の一部改正)
第十六条 關係価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第三号中「斤量」を「正量」に改める。

(真珠養殖事業法の一部改正)
第十七条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十条中「一匁」を「一グラム」に、「三十匁」を「八匁」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日前に要した費用に關しては、第一条、第二条、第七条又は第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する建物その他の構築物については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。